

佐藤博幸委員長

おはようございます。ただいまから、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

本日の欠席届出者はありません。定足数に達しております。

本委員会の傍聴の申出がありましたので、既に入室されておりますので御了承願います。

なお、報道機関から撮影の願いが出されており、委員長においてこれを許可しておりますので御了承願います。傍聴者の方々に申し上げます。委員会審議の妨げとならぬよう、私語等は慎んでください。

次に、傍聴者及びマスコミの方々に申し上げます。携帯電話その他電子機器類の電源を切るようにお願いします。

なお、委員の皆様に申し上げます。委員会室が暑い場合は上着を脱いでいただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、協議に入ります。初めに、パワハラ疑惑に関する調査の今後の進め方についてを議題とします。

前回の委員会で、アンケートに記名で回答いただいた方を対象に意向調査を実施することを踏まえ、8月31日から順次、意向調査書を配付・郵送いたしました。回答期限を9月14日に設定し、回答状況につきまして、事務局に報告させます。事務局主幹

事務局主幹

それではお手元に配付しております、意向調査回答一覧表の概要について御説明いたします。

この協力内容から左のところは、既に出されておりますアンケートの概要でございます。

この協力内容から右の部分が、今回、意向調査をいただいたものをまとめたものでございます。自由記載については、そのまま転記をしております。黒塗りした部分については、職名、個人が特定される恐れがございましたので、ここは隠したものでございます。また、同席につきましては、まだ、その方々の協力内容が不明であるため、人数の記載のみに加工させていただきました。

それでは協力内容でございますけども、三つ、「証人尋問」、「聞き取り」、「書面」あるわけですけども、書かれたとおり、ここに記載したものが、そういう協力を可能だというものの回答でございます。

未回答については、回答いただけなかったものでございます。

不可というのは、協力不可という回答でございます。

それから、3ページをお開きいただきたいと思いますけれども、記載なしとございます。この方は、意向調査の回答はいただきましたけれども、どの程度の協力するのか、協力できないのか、そういうものに一切印がついていなかった方でございます。それを記載なしと表現しております。

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>続いて、5ページのほうに以下いきますと、複数の方が協力内容、複数ございます。これは、その記載した分だけ、こういうものに協力が可能だよという、複数の協力が可能だという方を複数表記しているものでございます。説明は以上でございます。</p>
佐藤博幸委員長	はい、坂本委員
坂本昌栄委員	<p>すいません。内容に移る前に、ちょっと、質問事項と検討事項をお願いしたいんですが、この百条委員会において、今後、パワハラの疑惑に関する調査に移る予定ということで今日から入っていますが、それは個人の名誉とか、あと、身分の保障などの、すごく難しい問題が含まれていると思いますので、私たち百条委員会の議員だけの責任では、できるものとは思えません。</p> <p>ですから、弁護士の同席を委員長にもこの間申し添えましたので、今日の同席の確認をしていただけたかどうかということと、あともう一つ、調査するまでの時点、今日の時点でも、今後進め方についても、できれば弁護士さんの同席を必要と考えています。</p> <p>今後は、日程調整を弁護士さんと行っていただいて、中期的に確認の上、毎回、弁護士さんに同席いただけるようにお願いしていただきたいのと、その際に、ちょっと前回のときにも、見受けられたんですが、助言をするときに、メモ用紙、渡されていたようなんですが、その際、弁護士さんからの助言も口頭で行っていただいて、皆さん分かるようにしていただけるようお願いしたいのですが。</p> <p>以上について、委員長の見解をお願いします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>まず、1点目の、今日の弁護士の同席についてなんですが、事務局のほうから、調整をしてもらいました。その結果について、主幹のほうから報告していただきます。今日の分のことについて。</p>
事務局主幹	<p>委員長からそのような御指示がございましたので、事務所のほうに御連絡しましたけども、こちらが日程した時間については、どうしても、その法的助言者の方が、もう既に先客といいますか、クライアントとの打合せがあることで、日程がずらせないということで、不可というふうな回答をいただいております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>1点目は以上でございます。</p> <p>あと2点目は、今日時点の弁護士のことでしたっけか。あと、3点目の今後と一緒に合わせて御回答しますけども、今後については、先日、3名の委員の方から御要望いただきましたので、その方向に沿った形で調整をしてまいりたいというふうに思います。ただし、日程調整につきましては、あくまでも、委員会の議会日程を中心にですね、それに対して、弁護士の日程調整を、それに合わせて、調整をしていくという形にしたいと思っています。</p> <p>あと、4点目の委員会の途中で法的助言者から、メモとかですね、私</p>

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>あてにあった、その内容はどういうことですかということですが、これは、今まであった内容を申し上げますと、大きく分けると2種類でした。</p> <p>一つ目は、尋問の中で、尋問をする場合ですね、体験した事実を聞くということが、尋問になりますということが、メモに書いてありました。それは、その場ですね、私も当然、そのつもりでそれを受け止めましてね、その後についてはそのつもりで協議を、また尋問をしていただいたというふうに考えております。</p> <p>あともう1点は、弁護士からメモもらった内容ですね、ちょっと、今少し、ど忘れしたんですが、もう1点あったんですが、何でしたっけ、今ちょっと思い出せないので、ちょっと、後ほどということにしたいと思います。</p>
坂本昌栄委員	<p>すいません。質問以外のことを答えていただいたようですが、すいません、弁護士の助言を、今後、メモで渡されていましたけど、私たちも聞くことができればということで、メモではなくって、助言者から発言をしていただいてもいいのではないかという提案です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>そういうこと。はい。分かりました。じゃあ、それも法的助言者と話をして、調整してみたいと思います。はい。分かりました。</p>
田中宏委員	<p>はい、田中委員</p> <p>今の話の関連なんですけども、弁護士さんとの契約は、委員長との専属ということではなくて、この委員会としてお願いしているというふうに理解しているんですけども。ですので、今、口頭でと、その場で読み上げるという話、坂本委員からありましたけども、そこはひょっとしたら、公然とは発言できない内容を含んでいる可能性があるなとは感じています。ただし、やりとりされた内容は、この会議中であったり、会議の外であったり、事前だったり、事後だったりするかもしれませんけども、その弁護士さんとのやりとり自体は、委員全員に共有していただきたいほうが、何かとずれがなくていいんじゃないかなと。今は、我々は、委員長と恐らく事務局と弁護士で何かのやりとりが行われているんだろうなとは想像していますけども、内容については分からぬので、ぜひそこは委員全員に共有することをお願いしたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>ただいまの田中委員の御意見に対する私の答弁なんですが、このことについては、やっております。それで毎回協議の中で、弁護士に確認してほしいと、法的助言者に確認してほしいという事項は、事務局からも確認してもらってですね、そういった事項で、必要だと、そしてまたそういう発言があったと、いうことであれば、それを法的助言者に尋ねて、そして助言を仰いでいる。それから、その回答内容については、次の委員会で必ず報告しております。はい、田中委員</p>
田中宏委員	<p>委員長の口から、そのことについては弁護士さんと協議しているという発言がこれまで幾つかありますけれども、ただしですね、どんな文</p>

言でやりとりが行われたのかということは、厳密性に欠く印象がありますので、そこは事務局さんに確認したところ、こちらからの問合せは、事務局経由の書面でのことが多いというか、そういうことが。

それで最近は返答については、電話でお答えいただいたものを事務局さんで書き取っているというふうに、おおよそ伺っておりますけれども。ともあれ、正確にそのやりとりの内容が共有される必要がありますので、これまでの、次の会議における共有というのは、もうちょっと漠然としたものであったと、感じておりますので、そこはやりとりの、その、何しろ、厳密な内容求めて弁護士さんに依頼しているわけですから、ぜひより厳密なやりとりの内容を共有していただくようにお願いいたします。

佐藤博幸委員長

ただいまの御意見ですが、あくまでも委員会での報告は、骨子だけ。それから、細かいやりとりも事務局がしておりますので、そこまで一語一句、厳密なやり方で報告はされてないと、ということは言えると思いますが、そこは、骨子とそれから結論、これはきっちり押された形で、なお弁護士にも確認しながら、報告をしている、またその報告の内容を私も確認をしながら進めているということでございますので、御理解いただければと思います。

また、今後についてもですね、また今の御意見を踏まえながらできるだけ簡潔明瞭に、一語一句まではちょっと無理かもしれません、そのところは配慮しながらですね、分かりやすいように、また進めたいと思います。ただ細かい打合せ、事務局としてはやはり、それから私としてもですね、委員会運営が円滑に進められること、それから法的に問題がないかとかですね、それから、正確性を期すために、やはり、細かい打合せ、事務局からしていただきしております。それによってですね、私も事前にそのことを事務局から聞いてですね、議事運営に生かしているということは申し上げたいと思います。田中委員

田中宏委員

今、円滑な運営とおっしゃいましたので、全くそのとおりであります、読み上げたり、口頭で報告されたりすることはなくても結構ですので、書面で配付していただければそれで結構ですので、よろしくお願ひします。

佐藤博幸委員長

はい。ただいまの御意見ですが、書面とまではちょっと無理かもしれません、ただあの、報告は間違いなく、この委員会の中でしていきますので、御理解をお願いしたいと思います。はい、ちょっとお待ちください。田中委員

田中宏委員

度々すいません。はい。恐らく事務局さんとしては書面に残されると、メモを書面に残されていると思いますので、そこはそこをないがしろにということではないと思いますけれども、せっかく書面に起きているものを、共有しないほうが、何かと誤解とずれのもとだと思います

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

	ので、そこは御検討いただければ結構ですのでお願いします。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。佐藤委員
佐藤昌哉委員	今のやりとりについて、坂本委員は委員会途中に、助言者との紙のやりとりで、それが気になるような話で、何を指導、委員長にしたのか、助言したのかということを知りたいのかなど。そのとき。その疑心暗鬼にならないためにも、そのことを、助言者自らが発言してもらうのか、渡した紙について、支障のない範囲でこういう助言がありましたというふうに公表してもらえばそれはそれで、そういう質問だったかと思いますけどね。そのように対応していただければそれで済むんじゃないかなと思います。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。坂本委員
坂本昌栄委員	すいません。先ほど、議事日程に合わせて、弁護士さんの要請をするということでしたが、できるだけというか、必ず弁護士さんこれから同席していただくように、議事日程もそうなんですけども、やっぱパワハラの認定に関してこれからいくわけですから、相手方から名誉毀損で訴えられるとか、いろんなことを考えると、きちんとした形でしていただきたいので、日程調整、早めに長めにしていただければ弁護士さんをおさえることできると思いますので、その辺よろしくお願ひいたします。
佐藤博幸委員長	ただいまのご意見ですが、先ほど申し上げましたけれども言葉足らずだったかもしれません、あくまでも議事日程で、それに合うか合わないかという弁護士との日程の調整だけじゃなくてですね、やはり中心は議会日程で進めたいと思っています。
	それに合わせた形で弁護士の日程が取れるか取れないかは、できる限り、同席してもらうような形で進めたいというふうに思っております。ただ、ここで一つ申し上げたいのは、弁護士も大変お忙しい中で、また先ほどから出ております、法的助言者からのお尋ね、こちらからのお尋ねに対してもですね、非常に時間がかかったり、また電話でだつたりするもんですから、こことこはですね、もし御出席いただけるとしてもですね、やはり弁護士の同席が必要な部分、協議題の中でですね、この部分が必要だと、いやこの部分は、あといなくともいいのではないかというようなことは、協議して決めていきたいと思います。ということは縛ってしまいますので、この私たちのこの委員会の終わりの時間が、明確に決まっておりませんのでね、その辺は、弁護士にも配慮して、日程調整をしたいというふうに思います。石井委員
石井清則委員	事務局に確認したいんですけども、これ委員会で弁護士雇ってお願いしているわけですよね。その契約内容どうなっているんですか。その弁護士、来れなきや来なくていいという契約なんですか。
佐藤博幸委員長	事務局主幹
事務局主幹	すいません、今、詳細な契約内容を、ちょっとお答えする部分は、手

	<p>元になく、分かりづらはあるんですけども。来てもらうことにつきましては、日程を調整してもどうしても不可の場合はやむを得ない、そういうふうな内容で絶対来なさいみたいな、そういうことの縛りまでは設けておりません。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。よろしいですか。ほかにありますか。草島委員</p>
草島進一委員	<p>このパワハラの案件、これから進め方にとって大変重要な視点を確認しておきたいので、お伺いしたいと思います。このパワハラの案件なんですが、今、委員間で共有しているアンケートの中身なんかを見ても、詳しくは言いませんが、書類返されたとか、素人目に見ても、パワハラとは思えないんじゃないかなっていう案件が結構ほとんどなんですね。それを考えますと、7月4日の委員会を受けて、鶴岡市長から直接29名、見聞きを含め、249人などと報道されていたわけですけれども、市民の方にお伺いすると、もうすごい数のパワハラがあったという認識が何か広がっているように感じるんですよね。本当事実があったかのようにひとり歩きしているっていう感じが明らかにあると私は捉えています。</p> <p>私たちは、7月11日に委員長に対して質問状を提出し、この集計した件数について、委員長が事務局に読み上げを行わせる前に、何で委員に確認しなかったのかっていうのを尋ねました。それに対して委員長は、正確を期し、協議に必要であったと、だから判断したという、何か全く答えになってない答えだったんですけど、さらに、委員会後のメディアの取材に、委員長は、まず事実があったということは確かですし、その事実があった件数も多かったということで、これはやはり重く受け止めてですね、今後の議事運営に生かしたいと発言していて、まず事実があったということは確かですし、その事実があった件数も多かったということで、これはやはり重く受け止めてですね、私動画確認しました。ここまで連続されておりまして、全然切られたものではないということだったんですね。</p> <p>この委員長発言は、そのまま事実があり、件数も多かった。鶴岡市長パワハラという見出しどって、県内に報道され、この報道はヤフーニュースで全国に拡散されました。今の分も改めて軽率な配慮のない発言だったというふうに指摘したいと思います。私たちは質問状を7月11日に提出し、この報道関係者に訂正を求めるべきではないかというふうに問うたわけですが、委員長は、私の発言が切り取られて報道されており、真意が伝わっておらないものと考えております。アンケートはパワハラと疑われる言動を受けたと回答された方が多数あったという事実及びその方々が意を決して回答されたであろうという思いを重く受け止めなければならないと考えておりますと答弁しているんですけれども、この答弁からして、事実確認はこれからなんだっていう、そういう</p>

意識が感じられないんですよね。報道関係者への訂正もその後、田中委員や石井委員から求められていますが、訂正を求めるという考えはありませんと答弁しております。

この件について、TUY本社にも確認したんですけれども、特に切り取った発言ではなく、その場での委員長の発言をそのまま撮影して報道したのだということでありました。この事実があったということは確かに、その事実があった件数も多かったということで、これはやはり重く受け止めてですねの発言なんですけれども、事実という言葉を2回も使って強調している、切り取られたというけれど、前後にどういう文言をつけても、これ不自然なんですね。つまり、報道機関の面前で公然とパワハラを、さも事実のように伝えている、そして市長の社会的名誉を毀損している。事実を摘示し、公然と人の社会的評価を低下させた。

これは名誉棄損罪に該当する疑いが高いと私は考えます。事実があり件数も多かったという明らかに、パワハラの事実があったかのように思える、誤解を生じない、生じかねない見出しの報道に対して、私たちが再三訂正を求めるように進言しても、あなたは反省も訂正も求めることをしませんでした。この一連の行為というのは、名誉毀損の疑いが高いと考えますけれども、委員長の見解、また弁明を求めます。

佐藤博幸委員長

ただいまの御意見、御指摘ですが、私の答弁は、以前の答弁を、お持ちの答弁の内容と同じです。変わっておりません。1点目の事実だというのは、私は、回答してくださった方が29人いたということの事実を申し上げているんです。それが事実だったかどうかっていうのは、私たちの委員会で認定するわけですから、それは草島委員のおっしゃるとおり、この委員会の中で今後その認定を進めていくと、するかしないかですね、そういうことです。

それから二つ目の報道に訂正を求めるということは、これはしません。改めて申し上げておきます。それから、名誉毀損に当たるかどうかというのは、これは、私は法律の専門家ではありませんので分かりませんが、私はあくまでも名誉記載には当たらないというつもりで申し上げております。以上です。草島委員

草島進一委員

すみません。2点目の訂正を何度も求めたわけですけれども、しないと、しないと今言っているだけで、その根拠はどういうことなんですか。

佐藤博幸委員長

するに当たらないということでございます。

（「するに当たらないっていうことは、全然問題ないという認識でしょうか。」と言う者あり）

何回も申し上げているとおり、これは、何回もやっている、前回も同じような質問また御意見だったんですが、それに対して、私が答弁申し上げておりますので、繰り返しになりますが、しません。

はい、草島委員

草島進一委員	<p>はい。繰り返しつて言うか、私もその意見を踏まえて、調査をしました。動画を何度も見ているんですけども、切り取られたという表現でカバーできるようなものではないです、これ。前後にどういう文言をつけても、不自然なんですよ、発言が。どう考えても事実だ、事実だって、2回も言って、あたかも、さも事実のような発言を、不謹慎にもしているんですよ。それに対して、何も思わない。訂正、この見出しへですね、全国に報道されたわけですけれども、事実もあり件数が多かった、鶴岡市長パワハラ、これ誰が見ても誤解しかねないですよね。</p> <p>そういう指摘をしているのにもかかわらず、訂正しないと。その姿勢は一貫しているわけですけれども、全然問題だと思わないですか。人権的におかしいと思いませんか、これ。人権意識的に。あなたの人権意識の問題なんだ。</p>
佐藤博幸委員長	<p>何度も申し上げております。あなたの御意見は、何度も前回以前のやりとりの中でも、聞いておりますが、私の結論はしません。以上です。あとこのことは繰り返しになりますので、あと打切ります。はい。</p> <p>（「打ち切りますじゃねえよ。」と言う者あり）秋葉委員。はい。</p>
秋葉雄委員	<p>今の草島委員の発言の中で、アンケート調査見ましたけれども、ほとんど問題がなかったような発言をされておりました。最初の場面で。</p> <p>それはまたね、ちょっと問題な発言だろうと。これは、今からやる事実確認を進める話なので、そこはもう訂正してもらったほうがいいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	はい、ただいまの秋葉委員に対して草島委員、どう受け止めましたか。
草島進一委員	はい。私の要するに今まで発表されている、この見聞き含め249人とか、直接29名とか発表されていたものに対してですね、私の印象を述べただけであります。はい。訂正しろというので、訂正してもいいです。はい。
佐藤博幸委員長	はい。佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	<p>今のに関連してすけれども、これから、その審査をしていくという中ですね、はなから、これは、いかがなものかというような偏った発言は、委員としていかがなものかというふうに思います。</p> <p>これからその真実を究明するので、それが本当に、でたらめみたいな話は、やっぱりするべきではないのではないかと思いますよ、委員として。これから審議していくに当たってはですね、その辺を言っているんです。あと、委員長の発言についても、前回も答弁しておりますし、そこは事実はそういうアンケートの調査結果があったという事実というふうに答弁しているんじゃないですか。その内容について、事実だというふうに言っているのではなくて、結果について、そういう数が出たということは事実であるので、慎重にそれは審査をしていくと、これから審査すると言っているじゃないですか。それでいいのではないかと思</p>

	<p>いますけども。それ以上、求める必要はないと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、あとこの件はよろしいですか。あと実質協議に入りたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>それでは実質の中身の協議に入りますが、今日の協議は、あくまでも、中身の細かい協議でなくて、証人尋問、③の問い合わせ、⑥の見た聞いた、そうですね、受けた、見た、聞いた、③は受けた、⑥は見た、それから⑥は聞いたという、この3項目でですね、それから、あと、それ以外のその他もございますけれども、こういったことの取扱いをどうするかということ、それから、証人尋問をする、しない、それから聞き取り調査をする、しない、それから書面調査をするしない、ここにとどめたいと思っております。細かい中身のやり方や方法、場所、日程、こういった細かい詳細に渡っては、次の会に実質的な中身の協議をしたいというふうに思います。あと2点目ですが、もし、この一覧表の中のことについて御意見や御指摘いただく場合は、番号で何ページの何番の件についてというふうに発言していただきたいと思います。</p>
石塚慶委員	<p>はい。それではどうぞ、ありませんか。御意見。はい、石塚委員</p> <p>すいません、基本的なことを確認、もう1回したいと思うんですが、これは証人尋問をする、しない等決めていくに当たって、この聴取と書面調査というのは、尋問とは別なわけなんですけども、いわゆる証拠の能力というか、その辺の強弱の問題で、例えば書面調査も聴取も一応その尋問に準ずるような効力を持っているということで、よろしかったのかのちょっと確認だけお願いいいたします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>この点につきましては、法的助言者からも助言をいただきました。それで実際に皆さんのお手元の資料の中にもですね、3つ書いてある方がいらっしゃいます。その場合どう判断するかということになるんですが、このことを聞きましたところ、裁判はあくまでも、直接主義、口頭主義、実際に会って、話を聞くやり取り、これが最優先だというふうなことでしたので、3つ書いてある方は、そういう意味では、直接で口頭主義でということから判断すると、証人尋問を優先すべきだという判断が適当でないかなというふうに思っております。はい、石塚委員</p>
石塚慶委員	<p>証人尋問が最上級であるということはなんとなく分かるんですけど、そのほかも、まずはその証拠能力というか、その辺は問題ないという認識でよろしかったでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>言葉足らずでした。それは証拠能力としては問題ないということでございます。例えば、全く効力がないとか、ということはないということでしたので、その人の事情に応じてですね、それは今後、協議の中で採用して進めていきたいというふうに思います。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>すいません。確認なんんですけど、ただいまの発言の中で証拠能力として問題がないという発言ありましたけれども、それ証拠能力として、こ</p>

	の委員会が認めるということなんですか。それとも、それ我々認められるんですか。ちょっとそこ、かなり疑問あるんですけども。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。証拠能力っていうのは、あくまでも一般的な、法廷で行われるその証拠能力の扱いということを今申し上げたところで、今後、その能力が、証拠能力があるかないかっていうのは、この協議の中で今後進めていくべきものというふうに考えております。
	はい、石井委員
石井清則委員	ということは、証拠能力ないってことですか。
佐藤博幸委員長	いえ、そうは申し上げていませんが、そういうふうなある・ないの判断は、この委員会で協議をして決定をするということになります。
	はい、石井委員
石井清則委員	この委員会で先に進まないと、どういう判断できるのか分からんないですけれども、証拠能力、じゃあ、あるっていう発言は取り消してください。
佐藤博幸委員長	いえ、あの、これはですね、何か誤解があるようですが、証拠能力が、一般的な裁判における証拠能力として、ある・なしということを申し上げているわけです。 ですから、この一つ一つの事実をですね、確認して、私たちが認定をしていくべきものというふうに考えております。はい、草島委員
草島進一委員	今、認定という言葉をおっしゃいましたけど、この委員会で認定していくんですか、このパワハラの認定について。ちょっと確認します。
佐藤博幸委員長	これは、あくまでも他市の例も、それから法的事務者からもお聞きしておりますけども、法廷ではないわけですが、この百条委員会は事実を解明する委員会です。という意味において、その解明する使命を負っているわけです。 そうしますと、今後の私たちの与えられた使命を果たす、また結論を導く、そして最終的な結論を出すということであれば、私たちの責任においてこの認定をしていくべきものというふうに思います。認定というのは認定する・しないも含めての認定でございますので、その辺誤解のないようにお願いしたいと思います。はい、草島委員
草島進一委員	この委員会の、これまでの通例として、意見が分かれたときに、多数決で物事が決まっていきました。まさかパワハラの認定まで多数決でやるってことにするんですか。お伺いします。
佐藤博幸委員長	はい。ただいまのご質問ですが、私がここで多数決でやりますということではなくて、あくまでも民主主義ですから、双方の御意見を聞いて、そして議論を尽くして、最終的にどこかの時点で判断をしないといけない、結論を出さないといけないという事態になるかと思うんですね。そういう時点が来ると思うんです。 そうしたときに、平行線をたどったままでいいのかどうかっていうの

	<p>は、今後の議論の中でですね、決めていくことになるかと思います。私はここで、前もってですね、こうしますとは言えない。今の御質問のお答えです。はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>今の答えだと、今までどおり多数決でやるような答えたと思うんですけれども。まずね、このパワハラの認定までの事情聴取のやり方、取りまとめ方、認定までのプロセス、これ、市長のパワハラ案件で第三者委員会立ち上げて認定までやっている、野洲市とかに聞いてみたんですけども、まあ、ほとんど素人には無理なんじゃないかという見解でしたよ。初めの事情聴取の段階も、先日、新聞で指摘されましたけれど、誘導尋問を助長するような発言を委員長もしているようなこの委員会で、事情聴取のやり方からしっかりと正してやらないといけないというふうに思いますし、果たして有効な事情聴取ができるのか。認定までの取りまとめ、どうやってやっていくのか。こここの素人だけの協議で、どうやっていくんですか。ちゃんとできると思っているんですか。</p> <p>これ、本当、自治体の方からお伺いしたのでは、そこは弁護士さん2人と、あとは大学の法律家1人の3人で、専門家のプロジェクトチームを作って、認定までやっていました。いろいろ、これ、議員ができるもんなんですかねとか聞いたら、いや無理だと思いますよと、正直におっしゃっていましたよ。そんな中で、どうやっていくんですか。はい、どうぞどうぞ。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、よろしいですか。はい、先ほど申し上げましたけれど、この委員会の協議の中で決めるべきものっていうことは、私は、これは動かしません。あくまでも、第三者の意見としては伺うことはあるかもしれません。法的助言者とかですね、だけど、最終的な結論は、この委員会で出すべきものという認識であります。</p>
草島進一委員	<p>はい、すいません。何度も言いますけど、パワハラの認定を議員ができるもんじゃないと思いますよ、素人が。僕ら素人が。パワハラの認定、法的な認定をやるなんて無理な話だと思いますよ。違いますか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、申し上げます。私たちに与えられた使命は、あくまでも、百条委員会で結論を出すんです。それから、あなたが今、事例として出した、その他市は、どの他市なのか分かりませんが、私が調べた範囲では、最終的に多数決まで至った自治体もありました。</p> <p>(「どこの。どこのことを言っていますか。」と言う者あり)</p> <p>ですから、いや、ちょっと今、記憶、手元に資料がないんですが、ありましたので、それをそのとおりするという意味ではございませんが、あなたが調査したその市だけでなく、ほかにもまた幅広くですね、調べていただきたいというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>私が調べた野洲（のす）市というところです。</p>

佐藤博幸委員長 草島進一委員	野洲（やす）市ですね。 野洲（やす）市、ごめん。野洲（やす）市か。 池田市とか、賛成が、100%賛同しているみたいな、要するに、反対の立場をとっている委員が委員会にいないみたいな、そういう特殊な事情を抱えているから、うちとは全然違うでしょ。 私たちのこの委員会は、これまで私たち、いろんな意見に対して反論を述べてきました。それに対しては、少數の意見は尊重されずに、全て多数決で押し切られていた。パワハラの案件まで、パワハラの認定まで、多数決でやられてしまうと大変不当なことが起きる、これは当然推し量れることだと思うんですよね。法律家の… (「委員長」という者あり)
佐藤博幸委員長 草島進一委員	ちょっとお待ちくださいね。 法律家の判断というものを最終判断すべきだと思いますがどうですか。
佐藤博幸委員長	はい。何度も申し上げておりますが、あくまでも私たちが判断する委員会ですので、私たちの段階で、それぞれ他市の事情、背景、こういったものあるかと思いますが、ここは、私たちは私たちの市、鶴岡市として結論を出すということです。以上です。はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	そもそも、この百条委員会、地方自治法第100条で、議会に与えられた最高の調査機関だというふうに思っております。だから、こういった司法的な、司法といいますか、民事訴訟法に準拠したことでやりなさいということで、それが拠りどころになっておりますけれども。まずこのパワハラについては、先ほどこの誘導尋問とか様々出ておりますけども、これまでその事実があったかなかつたか、これはアンケートを基に聞き取り調査をするなり、尋問するなりするわけですので、それは、その尋問調査をした結果についてどうだったかっていう判断を、またここでやればいいのであって、それが事実だかどうだかっていうのは、認定しなければならないということで、あくまでもその与えられた権限として、調査委員会は、結論を出さなくてはならないというふうに思います。 それで、先ほど来、そちらのほうの受けた側と、例えばですね、した側と、尋問で、調査で、それが結果として、仮にあったと仮定しますと、それは違うんだという結論になるんですか。パワハラというのは自分が意識しなくとも、受けたほうがそう思えばそうなるということが通例ですよ。労働基準法でも、認定するための要件がいくつか今回、アンケート調査にもあったわけですけども、しっかりとそのことを踏まえて、ここでやっぱり結論を出していかなければ、何の百条委員会の意味もないですし、設置された意義がそこにあると思いますので。そこは、もう多数決か、決め方はどうなるのか分かりませんけれども、やっぱりそういうこともここで決めなければならないという使命は、我々は負っていると

	思います。
佐藤博幸委員長	はい、少々お待ちください。草島委員。はい、秋葉委員
秋葉雄委員	<p>草島さんのおっしゃることも分かります。そして、我々もですね、百条委員会が第三者委員会に委託をして、そして、第三者委員会で結論を認定してもらうような方向性で考えることができるかどうかっていうのを調べました。その結果ですね、これはなかなか容易でないっていうことでした。</p> <p>結局、問題が、市長のパワハラの問題についての調査なので、普通であれば行政のほうで、第三者委員会にお願いをして委託をして、調べてもらうということなんんですけど、その決裁を市長がするってあり得ないと思うんだよね。行政の側として、自分のパワハラの問題を調べてくださいって。それ、ちゃんと第三者委員会で調べてもらえるっていうんであれば、それは大変すばらしいと思います。</p> <p>だから、もしそういう方向性に行くってことであれば、それは私どもは別に反対しません。ただ、今のこの百条委員会のこの調査の方向性というものを考えると、今そういう方向性に行ってないので。ということは、ちょっとと事務局にお聞きをしたいんですが、この第三者委員会っていう、我々もすごい重いわけですよ。そのパワハラの認定をする・しないっていうのはね。できれば、その専門家集団にお任せをしてやってもらうと、当然予算もかかりますし、そういう方向性でやってもらえるんであればありがとうございます。なので、そういうことができるかどうかっていうことを、一応話はしてみたんですけど、事務局として、そういう考え方を、その調査というか、どんなことならできるかっていうようなことをちょっと教えてもらっていいでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	はい、事務局主幹
事務局主幹	<p>ちょっとといきなりの質問で、どこまでお答えできるか分からんんですけども、百条委員会も、普通の特別委員会と一緒にですので、委員会のそういう記録に、例えば参考人を呼ぶとかですね、そういうこと、あと公述人みたいな、外部からこの委員会に呼んで、助言を聞くようなことは可能かと思います。</p> <p>ただこの委員会、特別委員会のほうにも、小委員会とか分科会とかいうところありますけども、仮に、そういうものをつくっても、あくまでも議会は独立して、この議員の皆さんで構成されておりますので、外部の方に委員がなったりとかですね、この案件について、当局のように第三者委員のようなものに任せるというのは、秋葉議員おっしゃったように、難しいのではないか。</p> <p>外部からご意見を聞くとすれば、参考人制度などを活用するしかないのかなっていうのが今現在持ち合わせている情報でございます。</p>
佐藤博幸委員長	はい、ちょっとお待ちください。秋葉委員、今のことですか。は

	い、分かりました。はい、草島委員
草島進一委員	<p>今の秋葉委員の御発言に対してなんですが、私調べたのは野洲市なんですが、これは実際に市長のパワハラ案件について、通常の職員を審査する第三者委員会とは別に、より市政に関係のない弁護士さんを呼び、大学の先生を呼び、3名の第三者専門家委員会をつくって行っておられましたので、前例はそこに学ぶべきかなというふうに思います。</p> <p>秋葉委員おっしゃったように、私どももパワハラの認定、そのまま本当にやれるのかという率直な問い合わせあってですね、私も本当この専門家でないとやれないことに踏み込むべきではないと。百条だからといって、こういったことに踏み込むべきではないというふうに私は思っています。</p>
佐藤博幸委員長	はい、ご意見としては承っておきますが。はい、石塚委員
石塚慶委員	<p>私も確かに草島委員の言うとおり、パワハラの認定というのはかなり難しいし、重いものというふうに捉えていますので、素人の我々が、決断するというのはかなり難易度の高いことだなと思っております。</p> <p>ただ、今先ほどちょっと件数はあれですけども、証人尋問や聴取、書面、それには更にそれを見ていた人もいるという回答もある中で、起きた事實を確認するというのまでは、間違いなくこの委員会ができると思いますので、どこまで証人を呼ぶとか、今回の委員会ではそこまでは決めないというふうな認識ですけれども、まずはその起きた事實、例えばですね、ボールペンを投げたっていう事實を複数人で見ているということであれば、それはやはり事實だろうというところまではやはりこの委員会で確認して、その結果、それがパワハラかどうか、ここ 부분については、参考人の話もありましたし、第三者委員会がいいのか、ちょっとできるのか分かんないんですけども、協議の中でどのようにするかを考えていくということで、まずは事實の確認をきっちりしていくということに、このパワハラについては注力すべきかなというふうに思いますので、これは意見として言わせていただきました。</p>
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、草島委員
草島進一委員	<p>すいません、何度もすいません。今おっしゃったその事實の確認のところから、これがパワハラかなっていう、そのところから、もう難しいことになると思いますよ。</p> <p>だから、全て、いろんなことを聴取して、議事録起こして、これがそうかなっていうところから、だから非常にね、非常に、今までの証人尋問や証人喚問と全然別ものだと思うんですよ。それはその自治体の方からもお伺いしています。それ本当にできるんですかって、私本当、質問されましたから。</p> <p>だから、その辺を重々分かつて提案しているのかと、私委員長に問い合わせ</p>

	<p>掛けをしたくなるわけですけども。どこまでどう確認して、この委員会でパワハラ認定までするなんてことを決めつけているのか、お伺いしたいんです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。何回も言うようですが、この委員会の使命は事実を解明することなんです。事実があったかなかったかの解明をするわけで、その事実に対して最終的な結論を導き出すのが私たち委員会の使命だと思っております。何回お尋ねされても、私のお答えは変わりません。</p> <p>はい。ほかにございますか。はい、それではいいですか。</p> <p>それじや今日は先ほど冒頭に申し上げましたように、証人尋問、それから、聞き取り調査、それから書面調査、この三つの項目について、進めるということを確認したいと思いますが、いいですか。今日、様々御意見いただきましたので…</p> <p>(「異議あり」と言う者あり)</p> <p>する・しないを、証人尋問、それから、聞き取り調査、書面調査をするかしないかを決めていただきたいと思っているんです。先ほど冒頭にそういうことを申し上げました。</p> <p>(「第三者委員会だよ」と言う者あり)</p> <p>いやいや、それは、何回も言いますけど、この委員会の設置された趣旨、それから使命、こういったものはですね、変わらないんです。先ほどの第三者委員会だとか調査委員会の特別委員会とかっていうのは、これ入り口の部分の議論なんですよ。入り口の部分の議論だったと思います。その途中で、例えば、第三者の意見が必要であれば、参考人制度もありますということの先ほどの事務局の調査の報告を申し上げましたけど、もうあくまでもこの調査委員会で行うと協議を事実の確認を行うということの認識で、草島委員にもぜひ、いていただきたいと思います。</p> <p>はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>先ほどの議論から少しすっきりしないんですけども、例えばこの事実の確認をするとか認定をしていく、事実があったかどうかを調べるというのがありますけれども、百条調査権の概要、2ページ目見ていただくと調査権の限界があります。</p> <p>例えばこのパワハラに関しての問題に当たって、② の司法権との関係による限界ということで、百条調査により裁判官が裁判を行うに当たって、民事訴訟を起こされた場合などが想定されますけれども、重大な影響を及ぼすような調査を指す。結局司法権に関わる部分なのでそれは調査できないというふうに書いてあります。特に裁判内容についてその内容の適否を判断するような調査は、司法権の独立を侵害する例であると具体的に書いてあります。つまり、私の解釈でいくと、パワハラがあった、なかつたという事実と認定していくということは、この委員会ができるんでしょうか、できないんでしょうか。私は無理だと思うんです</p>

	<p>けれども。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。これ私は、先ほどから申し上げているように、この委員会はあったという事実を認定して…</p> <p>(「起きてれば」と言う者あり)</p> <p>そつから先のことは、あと法廷だったり、その当事者が判断すべきものと…</p> <p>(「行うにあたってだよ」と言う者あり)</p> <p>ちょっとといいですか、ちょっと私の発言中なんですが。ということで、この百条委員会で、その事実があったかどうかということは判断して、最終的な結論まで導きたいというふうに思います。</p> <p>(「異議あり。異議あり。」と言う者あり)</p> <p>はい、今お尋ねしているのは証人尋問をするかしないか。</p> <p>(「尋問から無理ですね。」と言う者あり)</p> <p>それから、聞き取り調査をするかしないか、書面調査をするかしないかの御判断をお願いしております。はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>尋問のところから、新聞で指摘されたような誘導尋問が行われる可能性もこの委員会にはあると思います。尋問のところから、専門家に委ねるべきで、尋問のところから、もう専門領域なんですよ。確認のところが重要んですよ。何をもって事実を事実として認めていくかと、非常に重要なところなんです。だから、異議ありますね。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。後ほど決める場面で、またお願いをしますが、はい、佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>あなた方は、100万円の問題と並行に、早く、ね、何か怪文書と言われている、その第三者、職員OBとか、早く尋問したらいいんじゃないかなという、進めていたじゃないですか。</p> <p>何で、途中でそういうふうに変わってこれから準備してやろうという際に、その変質がちょっと分からぬのが、一つと、最初は尋問しちゃってもうさっさとやってしまったらどうだという…</p> <p>(「パワハラはなじまないってずっと言い続けてたよ」と言う者あり)</p> <p>人が発言しているときに発言しないでください。静かにしください。</p>
佐藤博幸委員長	<p>昌哉委員</p> <p>そういうこともあって、なぜこう変わったのかなというふうに疑問に思いますし、まず、我々は認定する・しない、に行く手前の話で、そういうふうに、パワハラアンケートをする際にも、証人尋間に応じるか、事情聴取に応じるかということで、調査をしていますので、それはしないと、彼らを裏切ることになると思うんですよね、逆に言えば。何もないということになると。</p>
佐藤昌哉委員	<p>そうでは、百条委員会の信頼を著しく損ねてしまう、議会に対する。そうではなくて、アンケート調査に記載したようにしっかりと、そのこ</p>

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

	とを守り、事実確認をしていくということが正しいというふうに思います。この委員会の在り方だというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、ほかにございますか。はい、石井委員
石井清則委員	ただいまの発言はあなた方って誰ですか。主語特定してください。
佐藤博幸委員長	はい、昌哉委員
佐藤昌哉委員	多分、恐らくですよ、議事録を確認してもらいたいんですけども、当初、石井議員も言われてませんですか。早くその証人尋問をしたほうがいいとか、そういうふうに。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員
石井清則委員	私、ルールの確認ただけで、尋問するなどか、しろという議論に参加しませんので、発言取り消させてください。
佐藤昌哉委員	ちょっとそれ議事録を確認していただいて、その上で私が誤っているのであれば、取り消しますけれども、多分そのときに、草島委員と2人で、進める際に、早くしたので、進めたほうがいいのではないか、尋問したほうがいいのではないかという趣旨の発言をしたかと思います。確認いただければ。
佐藤博幸委員長	分かりました。はい、石井委員
石井清則委員	私が言っている、今の発言です。私、今日発言したので、ルールを確認して、できるんですかって聞いたんです。でも、ただいまの発言だと、私も何か今までとやり方の違う進め方をしようとしているだとか、言い方が変わってきておりますので、そもそもその発言取り消させてください。はい。私言っていませんので、そういう発言、趣旨の発言は。
佐藤博幸委員長	はい。これは申し上げます。私が委員長として発言を取り消しなさいとか、ということはできませんので。権限はございませんので。 あくまで本人の意思でございますので、そのように理解していただきたいと思います。はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	そういうことで、私はそういうふうに記憶していましたけれども、その草島委員も石井委員もそういうふうな記憶もないとなれば議事録を確認していただいて、もし私の誤りであれば取り消しをしたいと思います。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員
石井清則委員	過去の話をしているので、今の話をしているんです。今日私の発言、何があったかっていうので、ちょっと紹介してもらえませんか。どこのどの部分が、あなたが言っている発言の根拠になっているのか。
佐藤博幸委員長	昌哉委員、はい。
佐藤昌哉委員	指摘しているのは、前の話です。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員
石井清則委員	過去の発言がどうであれ、今日私、その今、委員長進めるところに否定的な意見言いました。ルールの確認しているだけですよ。

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	昌哉委員
佐藤昌哉委員	今までの過去の発言について、あまり重要ではないんすけれども、ただその時点では確か草島委員も言ったなということで、何で尋問するという進め方に反対しているのかなというふうに疑問に思ったもんですからちょっと確認したまでです。何も他意はありません。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	誤解してほしくないのは、調査をここでやめろなんて私一言も言ってないし、尋問やめろとかっていうことを言っているつもりはないんです。尋問のやり方なんですよ。議員が尋問していいのかと、このパワハラの案件に対して。第三者、専門家の皆さんに認定できるようならきちんと認定していただきたいし、そういう正確、不公正ではない、法的何も問題のない、そういうパワハラ認定の尋問、そして認定までをきちんと行ってほしいという、そういうことです。
佐藤博幸委員長	はい、御意見は分かりました。はい、秋葉委員
秋葉雄委員	草島さんや石井さんが、そういうやり方であればいいっていうことであれば、そういうやり方ができる方法を考えてもいいかなと思うんですけど、いかがですかね。第三者委員会に委託をしてやるというやり方。（「できるんであればそのほうがいい。」と言う者あり）
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	第三者委員会ということは、多分その百条調査特別委員会の使命を放棄することだと思うんです。 （「違います。」という者あり） 事実上はそうですよ。ただそれだけの権限が与えられていながらも、それをしないで難しいということで、他市でも、池田市でもあったように、やっている所はやっているわけなので、それがどういう判断でやられているのかって分かりませんけど、まずその判断を、どっかに市長が自らやるというのであれば、それは我々の議会の範疇から離れるわけですけれども、この中でさらに屋上屋、さっき分科会とか小委員会だけれども、第三者をここに入るのは、制度上ないと、考えられないという事務局の発言もありましたので、ここは苦しい、厳しいけれども、しっかりアンケート調査に答えてくれた方々、弱い方々にですね、その事實を、あったかなかつたかっていうのはこれから認定、それを確認するのが、何も、いきなり丸投げ、私は第三者にする必要はないのではないかと。こここの委員会としての責任として、しっかりここは結論を出していくべきだというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい。というご意見です。もう1つ確認したいことがあるんですが、ちょっと、この議論、先ほどと同じですか。繰り返しになりませんか。
	はい、草島委員
草島進一委員	だから、放棄することにはならないんです。責任を放棄するというこ

	<p>とにはならないんです。責任をしっかりと果たすために、専門領域の分野は、専門家の皆さんに、きちんとやっていただく。これは百条の委員の私たちの責任放棄じゃないですよ。よりしっかりとやってもらうための提案です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。まずこの話は出尽くしたかと思います。もう1つ確認したいことがありますので移ります。いいですか。</p> <p>証人、この資料の中でですね、証人尋間に応じますという方の中で、お二人の方が先ほど申し上げた、問3、問6、問9以外の問10のですね、その他の御意見という方でした。このお二方は、今回対象にするかしないか証人尋問の対象にするかしないか、こここのところの御議論いただきたいと思います。はい、いかがでしょうか。はい、副委員長</p>
菅井巖副委員長	<p>番号でいうと260と465の方が、その案件に当たるのかなと思います。やはり、その他で具体的なことがないので証言に値するっていうか、尋間に値するということにはならないと思いますんで、必要のないものだと思います。</p> <p>その上で聞き取り、または書面もそうですけども、委員の皆さんで精査してですね、やはり同様の方々がいらっしゃいます。そうした方々はあくまでも除くということが必要で、私的には受けたということを言っている方が、まさに値するのかなと、ということで事実関係ですんで、いつ、どこで誰がどのようにということが明らかにできない限り、いわゆる証言の能力ということが、値しないと思いますんで。そこは委員の中で共有しながら進めたほうがいい。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、今、副委員長の御意見ございました。1点目は、その他で、記入してくださった方は、除いたほうがいいのではないかという御意見と、あともう一つは、2点目は、実際に受けたという方だけにしたら、絞ってしたらどうだという御意見でございました。</p> <p>はい。ただいまの意見を踏まえて、ほかの委員の方の御意見はいかがですか。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>このアンケート調査をするときに裏づけがありますかということ、私の提案で付け加えさせていただきました。これ全部見たところ、1名だけが裏づけがあるという答えがあつてほかの方はないという。</p> <p>その裏づけについて、これ読んでいいですかね。既に提出済みだというような、なっております。ただその提出済みのもの、我々まだ全く見ていませんので、どんなものが、証拠と裏づけとして上がっているのか分かりませんけれども、それを見てからでは、駄目なんでしょうか。というのが1点。あと、裏づけのないことを幾ら聞いても、裏づけがないですから、事実の認定できないかと思うんですけども、ただの時間と労力無駄にするだけかなと思っています。</p>
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

秋葉雄委員	それは、裏づけっていう証拠書類とかそういうものがないっていうだけで、証人がいらっしゃる場合は、いっぱいあると思います。 それは証人がいれば、全然違う。
佐藤博幸委員長	はい、ほかに委員。はい、田中委員
田中宏委員	今、秋葉委員おっしゃった証人って、この同席者っていうところに相当しますか。
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員。今、田中委員からのお尋ねですが。
秋葉雄委員	それは同席者であったり、あるいは同席でないにしても、実際に見ていたっていうことはある。
佐藤博幸委員長	はい、田中委員、いいですか。はい、ほかにございますか。
石井清則委員	はい、石井委員
石井清則委員	いや結局、見た聞いた方に聞いても、その方もそういった方もいらっしゃいますけども、裏づけがないんですよ。だから、どう認定していいのかというのが、事実があったか、どうか分からぬという答えしか出でこないんじゃないですか。
佐藤博幸委員長	議論の中でも先ほども出したけども、見た聞いた、これも実際に目撃したことですから、それは事実の解明には必要な証言ですね、必要なのではないかと、私は考えます。はい、石井委員
石井清則委員	はい。委員長の考えはいいんですけども、では、その見た聞いたということが本当かどうかって分かるんですか。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	ただいまの石井委員からあった件についてはですね、例えば受けた本人がこういった事実があった。では、それを誰か目撃していましたかといったときに、第三者が目撃しましたという証言があれば、それは裏づけになるんではないかと思います。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員
石井清則委員	だからそれが、どれが本当かうそか全然分からぬじゃないですか、何とでも言えますよね。私、見ましたよと言えば、それでいいんですか。 それは、うそだということも証明できないわけですよね。その言ってることは分かるんです。我々の委員会として、この委員会として、そんな事実を認定するのが、この今返された一覧表の中から、これ本当どうやつたらあったか、ないかの事実は認定できないんじゃないかなというふうにしか、私、昨日いただいた資料から浮かばないんですよ。 だから、こういうのが分かりやすくするために、裏づけの資料欲しいですという話をしていたんですけども、事実認定できないわけですね、結局、あったか、ないか分からぬ、言った言わぬの世界になってくるので、なので裏づけあるものを出してほしいっていう、あったとするならば、その認定をしたいんだと、なかつたとしたら、ないっていうふうなことをしたいんだといったときに、その事実認定、全くこの今、

	<p>出されている資料の中ではできないんじゃないかなと私は思っているんです。</p>
佐藤博幸委員長 五十嵐一彦委員	<p>はい、五十嵐委員、手、挙がっていましたが、先にお願いします。事実の確認ありますから、事実、その事実を目撃していたかどうかの人、目撃している人がいるのに、うそを言うとは考えられませんし、その方が、第三者が、確かにその事実ありましたと言えば、それは立派な裏づけになると考えられます。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ちょっとお待ちくださいね。先ほど申し上げましたように、証人尋問するかしないか、聞き取り調査するかしないか、あと中身の議論は、次回にしたいと思います。</p> <p>ということで、今日はですね、今後の進め方として、それを決めておかないとですね、事務局も進めようがないんです。例えば、今、事務局で考えているのが、意向調査、やはり、いきなり、例えば、証人の場合、喚問の出頭命令みたいな、喚問しますということだけでは済まないと思っておりますので、さらにですね、こういって証人尋問それから聞き取り調査、それから書面調査こういったことに回答くださった方に、さらにもう1回ですね、その辺の場所や時間や日程調整も含めてですね、意向調査をもう1回やりたいというふうに考えているもんですから、今日こここのところだけは決めていただきたいんです。はい、石塚委員</p>
石塚慶委員	<p>今尋問、その他聴取も含めて、やる・やらないのところで、石井委員のほうからそのような状況でやっても無駄じゃないかというお話もありましたけれども、ちょっとこの資料、口外できないと思うんであれですが、例えば複数とか、例えば会議とか、そういった同席者がいるような場面も見受けられるので、そういったところでは複数名が、それを目撃している可能性もあるということで、まずはその辺の部分、可能性としてはさらにその複数名、その場所にいた人をさらに尋問する可能性も含めて、まずは一旦尋問すべきです。</p> <p>あとは証拠がないと駄目というのは確かにそのとおりなんですけども、今この百条委員会というのはやっぱ職員のほうから、こういった困った事態が起きているというのを受けてやっていることで、まずはこの職員のほうの立場に立ってその話を聞く、その話をしてもいいという人が出ている段階まで来ているので、話を聞くというのはまずは、職員の立場に立って耳を傾けるというのは、議員として委員会として必要なことだと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ほかにございますか。いいですか。じゃそれでは。</p> <p>はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>はい、具体的な内容言えませんけども、今、ハラスメントがあったという意見が多数ありますけども、委員の皆さん御存じのとおり、読んでみると、もう本当に正常な議会に戻してくれというような内容の意見、</p>

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>ハラスメントはなかったという意見もあります。そのバランスどうするか、ちょっと委員長の考えだったり、そこをもうちょっと確認したいんですけど。</p>
佐藤博幸委員長	<p>今ほどの御意見ですが、私も先ほどお尋ねしているように、この、その他で出てきた方を対象にするかしないか、こことのところをまず決めたいと思います。</p> <p>次の段階で証人尋問する・しないということで決めたいと思っております。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>だから中身に入るっていう話になってしまって、さっきなったんすけれども尋問するかしないかの無駄だと言っているのは、このなかったと言っている、そんな事実はないと言っている、その他で意見出している方々が結構いらっしゃる。</p> <p>そのことをどう認定するんですかという話で、結局双方の我々事実を認定するときに、あったとするほうと、なかったとするほうと、両論が今ある中で、裏づけになるものが何もない。そこでどうするんですかという、だから尋問しても無駄じゃないかという、結局あったという意見となかったという意見がありましたぐらいしか事実認定できないんじゃないかなと思う、もう結論出ているんじゃないかなと私は思っているんです。なのでどうするのかというのをちょっと聞きたいんです。</p>
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員
秋葉雄委員	<p>ハラスメントはありませんでしたっていう人たちに聞く必要はないんですよ。ハラスメントは、そんなに公然と行われるものではない、普通はね。だから、そのなかったという人に聞く必要は何もないですよ。</p> <p>だからアンケート調査の中で、私はなかったと思いますっていう答えを書いてくれた人については、別に聞く必要ないんです。被害を受けた、私はもう、この事態というのは深刻なものだと受け止めております。結局、皆さんも自分がハラスメントを受けたりなんかしたことある人や、あるいはその御家族の皆さんがどれほどの苦痛を味わっているのかっていうことを考えたときに、もししあればですよ。あつたらば、やっぱりそれは除去してやらなきやいけないっていう、そういう覚悟はおありでしょう。もちろんあるわけだよね。</p> <p>だとすれば、調べられるところまでは調べるということで行ってもいいんじゃないかなということだと思います。第三者委員会というのが、私も一番最初に申し上げたとおり、調べました。調べた上で、いろんなところにも聞いたりなんかしましたけれども、それができないっていうことであれば、ちゅうかその先ほど、昌哉議員がおっしゃったようにですね、屋上屋を重ねるような形でできないということであれば、これは証言、我々、重責ではありますけれども、覚悟を決めてお話を伺うということがなければいけないということに、結論としてなるんじゃないかな</p>

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

	と思いますが。
佐藤博幸委員長	はい、いいですかじやああの、2つ決めたいと思います。
草島進一委員	はい、草島委員 さっき先ほど菅井さん、菅井委員がおっしゃっていた、実際に受けた方からの聴取が、事実と当たるかというのを確認というのがまず先決だと思いますし、もともとこのパワハラの案件については、告発もなしに始めて、アンケートから掘り起こしし、みたいなところに来ているわけで、見た聞いたとかというところで事実確認かなんか絶対できないと思いますし、その事実確認のところから、私先ほどから言っているように、専門家の領域の話んですよ。何をもって事実だと認めていくかということについては、私たちでは到底判断できないと思います。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員の御意見は何度もお聞きしております。あと、そろそろ大体出尽くしたと思います。案として3つ出ておりました。はい、3つ出ておりましたので、一つは、その他で書いてくださった方、問10でですね、書いてくださった証人尋間に応じますという方のお2人を除くか除かないか。 (「何番。番号。」という者あり) 番号、はい。260と465番の方です。260番と465番の方です。これは実際にあの、このパワハラに関わってはいない方です。を除くか除かないか。 まず、除かないで含めるという方は挙手願います。
石井清則委員	除いていいという方、挙手願います。 挙手全員であります。 それでは除くということで、残りのお二方を証人尋問の対象にすることになります。はい。
佐藤博幸委員長	ちょっとすいません。採決したのであれなんですけど、3つって言った3つ目なんだ。 2つ目は、副委員長から出た提案で、対象にする方は、問3の、受けたという方だけにしたほうがいいのじゃないかという御意見だったもんですから、それを次にお尋ねしようと思っていました。はい、いいですか。はい。それでは、進めます。 それでは副委員長から提案がありました、今後この証人尋問なり聞き取りなり書面調査を進める対象として、問3の受けたという方だけに限ったほうがいいという御意見に賛成の方、挙手願います。 はい、賛成少数のようです。 一応確認の意味で、問3だけに限らず、問6、見た、それから問9の、聞いた、この方も対象にすべきだという方、挙手願います。 はい、賛成多数でございます。 対象にしたいと思います。はい。それでは、はい、少々お待ちください

いね。ちょっとお待ちください。はい、石井委員、いいですか。はい、じゃあ進めます。

それではお諮りします。

職員アンケートの問3、問6、問9でパワハラについて回答があつた方を追加調査の対象とし、問10の本委員会に対する御意見御要望についてのみを記入した方については、追加の調査を行なわないこととし、また追加調査の種別は、回答者の意向を尊重することとし、複数の調査を回答した方については、より対面で直接調査できる方法を優先して採用することについて、よろしいかどうか採決します。

はい、あの3つ書いてくださった方いますので、その方の対象ですね、3つともやるのでなくて、証人と聞き取りと書面と3つ書いてくださった、どちらでもいいですよという意味だったと思います。そういうことで、この3つ書いてくださった方々を、法律上は、より先ほど申し上げましたように直接主義、口頭主義で、直接会ってお話を聞くということが最優先になっておりますので、それを優先するということでおろしいでしょうか。採決したいと思います。

はい、賛成の方、挙手願います。

賛成多数です。はい。じゃここはいいですね。

(何事かいう者あり)

3つ書いた方がいらっしゃるもんですから。ということに確認したいと思います。はい、よろしいですか進めます。なお、証人尋問及び聞き取り対象者についての出頭などを求める日時につきましては、円滑に調査を進めるために、対象者に対して、これまでの証人に対する意向調査と同様に、日程調整等の意向調査を行った上で、改めて順番や日時などについて、次回の委員会で決定していただくことになりますので、よろしくお願ひします。よろしいですか意向調査、もう1回やるということです。はい、坂本委員

坂本昌栄委員	冒頭に述べたように、証人喚問する際には、必ず、弁護士さんが同席していただくこと、弁護士さんの日程を重視しながらも、議会の日程もありますけれども、そこには同席していただくことを必ず要望します。
佐藤博幸委員長	分かりました。はい、よろしいですか。進めます。 副委員長。はい、どうぞ。
菅井巖副委員長	証人尋問、また聞き取りに当たっては、やはり先ほどから、具体的な証言が必要なわけあります。委員でも共有しなきゃならない。特に聞き取りの部分は、正副委員長というような話もありますんで。 そういう場合、まず対象者を、ちゃんと皆さんで共有するということが必要ですんで、次回の委員会は、やはりそうした配慮を行つた委員会として、皆さんのが率直に議論をして対象者であるということを明確にして、その上で助言者から、法的助言者からしっかりと、そのアドバイス

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>をいただいた上で、何を質問するかということも確認した上で、尋問に臨むというようなことを徹底したほうがいいと思います。よろしくお願ひします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>そのようにしたいと思います。はい。それでは、ただいま、御意見にもありましたけども、尋問事項につきましては、他の団体を参考に、また、法的助言者からのアドバイスに基づきますとですね、市長から職員に対するパワハラ疑惑に関することが、尋問事項として挙げられております。</p> <p>そして、2番として、その他、上記に関連することを考えておりまして、次回の委員会で、委員会の議決事項であります、出頭を求める者の氏名、それから証言を求める事項、出頭すべき日時、場所等について議決したいと考えております。パワハラに関する尋問事項、聞き取り事項、書面調査事項につきましては、法的助言者からは、アンケートに記載された内容を基に聴き取りすることになる旨の助言をいただいております。したがいまして、尋問事項、聞き取り事項及び書面調査事項については、アンケートの質問内容を基に、正副委員長で協議の上、案を作成し、次回の委員会に諮ることで考えております。はい、よろしいですか。</p> <p>それでは進めます。協議題の2のほうに。はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>大前提として、先ほどから主張しているその第三者委員会に委託をするか、それともこのまま進めていくのか。大事な論点を何で無視するんですか。きっちり決議するなら決議してください。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。それでは、事務局のほうで、ちょっとお待ちください。それでは、以前にも調査もしてくださったかと思いし、また、制度上、理論上ですね、可能かどうか、今提案ありました第三者委員会という名前が具体的に出ておりますが、このことについて、答えられますか。</p>
事務局主幹	<p>はい、事務局主幹</p> <p>はい、こちらで知る限りは、分かる範囲はですね、そういう第三者委員会っていうのは、市当局が附属機関なり、委託するということで、議会自体は、この議会自体が合議体でございますので、そういうふうに、議員さんが、議会が、この第三者に何かを委託するということはできないようなものであるというふうに確認しております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>はい。これまでの先例はそうかもしれません、やり方の、いかに正確性を持ってやるか、あと公正性を担保してやるか。そういうことを考えた上で、大変必要なことだと思うんですね。なので、法的にもう1回確認していただきたいのと、これから、今何かもう、このまま進めるのが大前提のように、日にちを決めるのは何だかんだ言っていますけども、大変重要なことだと思うんですよ。</p> <p>もう1回確認して、次の委員会で諮ったらどうでしょうか。はい。</p>

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	事務局で何か答弁できますか。今の。もう1回その確認してくださいということなんですが、確認はしているわけですよね。もう1回しますか。そうですか。はい。それでは先ほど主幹から答弁ありましたように、制度上、それからまた時間的にも費用的にもですね、様々な困難な問題ありますけども、また、なおもう1回調査をするということでしたので、ちょっとお待ちくださいね。次回の委員会で報告したいと思います。はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	今、委員長が結論出されましたけども、私の言ったことは、第三者委員会にお願いするのではなくて、ここで結論を出すべきだという意見もあるわけ。私、出していましたので、今、草島委員が言われているのは、すべきだから調査せよ。その必要は、私はないと考えております。はい、そのところも酌んでいただきまして、決めていただきたいと。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、それでは、今佐藤昌哉委員御指摘のとおりですね、第三者委員をもし設置することが可能、またそういう方針になった場合ですね、そうすると今の決めたことは、今までやってきたことがなかったことになってしまいますので、そのところは、やはりここで1回確認をしておきたいと思います。はい、それでは、草島委員からの提案のとおり、第三者委員会を設置して進めるべきだということに御意見に賛成の方、はい。はい、石塚委員
石塚慶委員	すいません、調査をしていただいて、それは、その調査の結果を受けて判断をすべきだと思いますので、それは後ろでいいと思いますが、一方で、この尋問をやるやらない日程調整などもあるので、それは、今決めたので、それを進めていただいた上で、調査結果は調査結果で、その調査結果が判明した時点で、ストップとゴーもう1回、判断をするという形でよいかなと思いますので、今、決をとる必要はないんじゃないかなと思います。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、今石塚委員から御意見ありました。 はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、同様でございます。私も法的助言者がいるわけで、法的助言者がパワハラ等についても、御経験があるのかもしれませんし、その辺も踏まえてですね、調査をこのまま基本的には進めていく。 一方で、今お話あったように、第三者委員会に移せるタイミングがあるのかどうかよく分かりませんけれども、まずは委員会としてできる調査を進める中で、ほかの選択肢があるのかというところを検討していくばいいのではないかというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、それでは、今の石塚委員と尾形委員の御意見のとおりですね。この証人尋問、そして、聞き取り調査、それから、書面調査を進めることと、同時進行で、あわせて再度、事務局のほうで、制度上可能か、そういうことの調査も進めていただくということで同

時にやりたいと思います。その調査の結果については、次回の委員会で報告したいと思います。よろしいですか。じゃあそのようにします。

それでは進めます。協議題の2、次に記録の請求についてを議題とします。前回の委員会で、皆川証人の証言に基づきまして、皆川市長に対して、記録の存否を求めるなどを確認し、去る8月31日付けで郵送で照会いたしました。9月12日に回答書の提出があり、事前に皆様の御手元に配付しました資料のとおり、記録は存在するとの回答がございました。記録の存否に關係、関して御意見はございますか。よろしいですか。はい、ないようでございます。

それでは、記録の請求について採決したいと思います。石井委員

石井清則委員

前回この記録の請求に関して請求するということで決まったわけです。その前提となつたところにお金の流れの事実解明必要だと助言者からの助言を受けているというような発言ありましたけど、冒頭でも話されましたけども、弁護士との付き合い方についてなんですが、多分、私の記憶だと委員会で、そういうことを求めたこともなかつたですし、それが提案されたその日に既に聞いていますという流れで発表されたというのが、ちょっと腑に落ちないままだったんです。

そこで弁護士からの助言っていうのが、委員長が前回の委員会で発言した助言っていうのは、いつ、どこでどのような内容で、助言を受けたのか、ちょっと、そこを説明してもらっていいですか。

佐藤博幸委員長

それでは、今、石井委員からお尋ねがありましたけれども、令和4年8月5日付けで質問をしております。

質問事項については、昨年8月28日に市長が、元支援者に100万円を返金した際の100万円の原資の確認方法について、ということで尋ねております。

それで質問事項の続きとしてですね、市長の証人尋問の際に100万円をどのように準備したのかという尋問に対し、市長は、100万円を私、私の妻、また私の妻の母ですね、義理の母の口座のほうから引き落として、用意して持って行きましたと証言しています。この証言を踏まえて、100万円の原資を確認するために、市長、市長の妻、妻の母の預金通帳の写し、(令和3年8月28日に元支援者に渡した100万円に関する部分のみの記録)の記録の請求は可能でしょうかというふうに尋ねております。

それで、この回答です。委員会が必要と判断すれば、記録の請求は可能ではないか。進め方としては、口座は名義人に対して、記録の請求をするわけですから、記録の存否を最初に行い、名義人を特定してから、正式な記録の請求をすることになりますということで、回答いただいております。よろしいですか。はい、それでは、記録の存否に関してはいいですか。はい、草島委員

草島進一委員	<p>今の案件なんですが、委員が行う質問を弁護士と事前に相談していたということですか。これ、佐藤委員が弁護士さんからの所見というものはあるんですかっていうことに答えて、法的助言者から確認をしております。このお金の流れ事実の解明が必要であるという判断ですので、記録の請求は可能ということで聞いておりますというふうになっているんですが、そのときの議論は、本当これを開示したことでのお金の流れが分かるのかとか、一体どんな意味があるのかとか、プライバシーに踏み込む可能性があるとか相当議論したんですけども、そういう事前に確認した、その法的助言者からの意見を持って、照会して確認しているからいいと思いますという発言をしてんだけど、そのときの議論も踏まえないので、その場に弁護士さんが介在していたわけでもなく判断していることをもって、何かこう、結局、判断材料されているんですけど、何て言うんですかね。このお金の流れ事実の解明には必要であるという弁護士のおっしゃっている、その根拠、論拠をちょっと、もう1回確認したいんですけど、いいですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、今申し上げたとおりなんです。もう1回読み上げます。委員会が必要と判断すれば、記録の請求は可能ではないか。あくまでも委員会が判断することということです。進め方としては、口座は名義人に対して記録の請求するわけですから、記録の存否を最初に行い名義人を特定してから、正式な記録を請求することになりますという回答でしたので、アドバイスに沿った形で今進めているところでございます。よろしいでしょうか。はい、よろしいですか。</p> <p>はい。それでは進めます。請求する記録一覧表28番の記録の請求について、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて採決を行います。</p> <p>請求する記録一覧表28番の記録については、回答書別紙のとおり、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>賛成多数あります。</p> <p>よって、そのように決しました。</p> <p>続いて、請求する記録一覧表29番の記録の請求について、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて採決を行います。</p> <p>請求する記録一覧表29番の記録については、回答書別紙のとおり、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>賛成多数あります。</p> <p>よって、そのように決ました。</p> <p>続いて、請求する記録一覧表30番の記録の請求について、地方自治</p>

法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて採決を行います。

請求する記録一覧表30番の記録については、回答書別紙のとおり、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて賛成の委員の挙手を求めます。

賛成多数であります。

よって、そのように決しました。

続いて、請求する記録一覧表31番の記録の請求について、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて採決を行います。

請求する記録一覧表31番の記録については、回答書別紙のとおり、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて賛成の委員の挙手を求めます。

はい、挙手多数であります。

よって、そのように決しました。

次に、ただいま可決されました4件の記録の提出期限を10月12日とすることに御異議ございませんか。

はい、異議なしと認めます。

よって、記録の提出期限を10月12日とすることに決しました。

続きまして、協議題3にまいります。秘密会の解除についてを議題とします。前回の委員会で提起されましたが、本委員会では、これまでの証人尋問に際して、より証言しやすい環境や、証人の意向も尊重して、4月28日開催の第5回委員会において、出納責任者及び元県議の証人尋問の日時及び場所について、次は、5月13日開催の第6回委員会において、出納責任者及び元県議の証人尋問に関する全ての事項について、次に、5月28日開催の第7回委員会において、元県議の証人尋問について、及び出納責任者、元支援者、市長の証人尋問に関する事項について、次に、6月20日開催の第8回委員会において、出納責任者の証人尋問について、及び元支援者及び市長の証人尋問に関する事項について、秘密会で委員会を運営してまいりました。

ただいま申し上げました議題及び協議題については、秘密会で行ってきましたが、既に当該証人尋問は終了していること。また、秘密会で行った証人尋問については、委員の皆様も出席され、内容は把握されていると存じますが、内容的には引き続き秘密性を保持する理由が乏しいことから、私としましては、秘密性を解除したいと考えております。これについて何か御意見ございますか。はい、石井委員

石井清則委員

解除するのは問題ないと思いますけれども、一応の確認ですが、尋問を行うときに、どういった形でやるかっていうのを証人の方に尋ねているかと思います。それ、勝手に解除しては問題になるかと思いますので、

	そちらの確認は取れているのか。
佐藤博幸委員長	本人確認、本人からの承諾ということかと思います。本人の承諾は、委員会で秘密会として解除することについては、本人の承諾は必要ないというふうなことで参考書には書いてありました。はい、石井委員
石井清則委員	尋問するとき、証人にどういった形で行うのが望ましいかという確認をしていたと思うんですけども、その確認をして、確かにそれも踏まえて秘密会になったと記憶しているんですけども、もう開示するときは、その方に、最初に尋ねたことは、もう関係ないということでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、事務局、私の答弁で間違いなかったでしょうか。はい、大丈夫ですか。何か参考になるところがあれば。事務局から、今、答えてもらいます。事務局主幹
事務局主幹	参考書ですけれども、委員会における秘密会の必要性は、当該委員会で独自の判断をして決めておくとございますので、秘密会したときは、まず、そのときは、証人になる方の意向も尊重しましたけれども、最終的には、これ委員会の御判断でございますので、あと委員会が、まず秘密が必要とする、証人の方の意見も参考にして、最終的には委員会がお決めになったことですので、まず、この委員会が終わった後、その秘密性を保持し続けるかどうか、これは委員会の御判断でありますので、仮に、その証人の方が、非公開してくれとそれに拘束されて、委員会が、ずっと秘密を保持しなければならないっていうわけにもなりませんので、あくまでも最終的な御判断は、委員会なるものでございます。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。はい、石井委員
石井清則委員	これまで何度も委員長、委員会の中でもそうですが、その証人になられる方の人権だとか、その発言の内容、確認して、その方の配慮した、尋問をしまじょうだとか進め方しまじょうとやってきたのに、解除するときには、その人たちに確認しないっていうのは、市民から見たらかなり矛盾していると思います。
	私は別に解除してもいいと思うんですけども、確認をしてから解除というやり方でないと、委員会で決めればいいというのは、それを言つてしまったら、この後、パワハラだ何だと、いろいろやったときに、秘密会でしてくださいという御意向をいただきましたけども、委員会では開放します。公開しますということが成り立ってしまうので、その辺の配慮ってどうお考えですか。
佐藤博幸委員長	はい、申し上げます。このことについては、もう一つ、先ほどの、参考書のとおりのことと、もう一つですね、実際にこれ4回の委員会において秘密会にした内容が、例えば人権を侵害するとか、それからプライバシーに関することとかは含まれていなかつたというふうなことも判断できますので、それで委員会としての判断は、本人、御本人から、承

	<p>諾をもらわなくとも、解除できるというふうな判断しました。</p> <p>はい、田中委員</p>
田中宏委員	<p>法的にどうかという問題と、道義的にどうかという問題、あるいは市民との信頼関係においてどうだという話があると思いますけれども、なので、今、委員長おっしゃった、必要はないかもしれないけれども、しかししながら、これから先ほど石井委員も言いましたけども、これからのパワハラに関するデリケートな尋問についても、恐らく、最終的には、必要がないと言えば、見えちゃうのかもしれませんけど、やっぱりそうじゃなくて、ここは市民との道義に鑑みて、当委員会としては、別に法律は関係ないです。当委員会としては、その当事者たる方々に、念を押して大丈夫ですかって確認した上で、公開しましたという段取りは踏むべきだとます。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、それでは田中委員の御意見もございました。はい、尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>私も秘密の解除については賛成ということになります。例えば、証人の方が秘密会で行った場合に、その証言をした後に、いや、秘密を解除しないでくれというような話で、基本的な同意いただけるのかもしれませんけど、その場合に、意向としてはお聞きして、委員会としての判断は別というようなことにしないと、恐らくこれから報告書ですか、そういうしたものにどう反映していくかと、秘密がずっとその証人の証言については、一切こう触れてはいけないということになってしまいます。</p> <p>その辺との関係を整理していかないと、多分、意向をお聞きするのはいいのかもしれないけど、意向がぶつかった場合に、どうしていくのかっていうところが、委員会としてやっぱり最終的に判断になるのかなというふうに思いますけれども。</p>
佐藤博幸委員長	<p>それでは尾形委員としては、確認ですが、御本人から確認をとって、そして解除を決めるということのほうがいいということでございましょうか。はい、尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>私としては、最終的には、委員会判断ということなので、証人の同意をいただくのかどうかというあたりについては、今のところ、全体のご意見がどうなのかというところを伺わないといけないというふうに思いますが、私が言いたいのは、結局ぶつかった場合に、どう判断するかというところは、今のお話だと出てくるのかなというふうに思いますので、その点も含めての判断をしなきゃいけないなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、分かりました。ほかの委員の方の御意見ございますか。</p> <p>はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>今、意向確認されてないということですので、しっかりと意向確認していただいて、委員会で協議すべきだと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ほかの委員はございますか。はい、五十嵐委員</p>

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

五十嵐一彦委員	今回の解除というのは、公表するという解除じゃなくて、これから委員会で、進めていく上で必要があるからの解除だと思いますので、そこは確認したほうがいいと思います。
佐藤博幸委員長	<p>はい。少々お待ちくださいね。今、五十嵐委員の御意見なんですが、今なぜこの時期にということが一つありました。それでこれまでの4人の方々の証人尋問において、前の証人の尋問を特定して、そしてまた、次の方、また関係する証人に尋問していいかっていう問題がありましたので、それは控えていただきて、特定しないやり方で尋問してくださいということがありました。今一応、4人の証人尋問を終わった段階ですので、この段階で解除したほうがいいかなっていう一つの、今の時期だという理由になります。</p> <p>あと今後についてはですね、やはり、今後パワハラなんかも、やはり、進めていく上で、当然、御本人の御意向も伺いながらですね、最終的に解除する段階っていうのは、また、適切な時期にですね、皆さんと協議をしながら解除するか、しないかを決めてまいりたいというふうに思っています。はい、よろしいですか。はい、石井委員</p>
石井清則委員	先ほどの尾形委員の言うことも分かるんですけども、私が言っているのは、単に意向を確認したらと、確認した後に意見がぶつかるということも想定されます。でも、起こってないことを心配して委員会で決めるんだということじゃなくて、私が尋ねているのは、その意向を確認するんですか、しないんですかっていう話です。はい、してから、解除をしたらどうですかという提案です。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	最終的には、その委員会の判断ということですけれども、私、意向確認することではなく、御連絡をするということで十分、その前に、事前に御連絡をした上で、こういうこうですよと、実は、その何だ、委員会の判断になりますけれども、一応、御連絡申し上げますという形もあるんじゃないかなというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。草島委員
草島進一委員	今の御意見なんですが、確認と、なに、報告、何がどう違うんですか。御連絡、何がどう違うんですか、あなたの文言の解釈はどういう解釈なんですか、ちょっとお伺いします。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	<p>申し上げたとおりです。なので、その…</p> <p>(何事かいう者あり)</p> <p>何言ってるって、そういう言い草はないでしょう。あなた。</p> <p>(「委員長」という者あり)</p>
佐藤博幸委員長	少々、お待ちください。今、発言中であります。
佐藤昌哉委員	承諾を得るということと、御連絡することは違うと思いませ

	ん。そのほら、解除してもいいかという同意を得るっていうか、同意を得ないと解除できないというものではないということを説明しながらですね。ご連絡、ご理解をいただくという形です。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。ほかの委員。はい、坂本委員
坂本昌栄委員	できれば本人たちに、秘密会にして欲しかったわけですから、私たちも道義上、意向を聞いて確認した上で、それで解除するべきだと思うし、先ほど、尾形議員が言つていらっしゃった、例えば、それが意向に沿わなかつたときには、やはり、ここに委員会に審査する権限はあるということでしたので、また、そこで論議すればいいことなのではないかなと思いますので。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい。おっしゃること、いろいろ出ておりますけども、ただ、例えば、秘密会だったの解除しますかっていうような問い合わせ、さっぱり何も分からぬいで、委員会として、秘密を解除したいんだと。ただ最大限、プライバシー等に配慮するという意向を伝えるってのが、多分、連絡っていう意味だと思いますけど、委員会としての意向を伝えた中で、どうお答えになるかということで、事前に確認すればいいのではないかなとうふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、田中委員
田中宏委員	全くいろいろ出ている議論、それぞれもっともなところありますけれども、だとすれば、その当初、証人にお呼びするときに、後々、今回は、秘密会にしましたけども、解除する、要は解除するというのは、情報を秘密でなくする可能性もありますので、その点はお含みおきいただいて、証人に出してくださいって言わない限り、それはだまし討とまでは言いませんけれども、それは、ちょっと約束違うよって言われても仕方ないなと思います。
	ただ、今回、御連絡しましてですね、御同意いただけるか、確認したとしまして、ハッピーなことに、いいですよ、いいですよっていうんだったら別にこの問題、ここで議論する必要もないし、もし意見がこちらの思惑と分かれたときに何か議論が発生するだけなので、まずはそのやっぱりここは市民との信頼関係というところだと思うんですけども、やはり、市民とともにある開かれた議会を目指す点からも、やはり同意を求めて、一旦おくべきだというふうに段取りとして思います。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。ほかの委員、ございますか。いいですか。
	はい、黒井委員
黒井浩之委員	すいません。解除についても、やっぱり人によって受け止め方も違つたり、自分はここまでいいですよとか、ちょっといろいろあるかもしれませんので、その辺りもこう解除っていう言葉にちょっとどこまでの意味が含まれているのか、少し確認してがら、意向といいますか、そういう

	った方向にいただきたいと思います。
佐藤博幸委員長	<p>はい、ほかにございますか。はい、出尽くしたようですね。</p> <p>そうしましたら、ただいまの解除については、御本人の意向を確認すべきだというという意見が多かったように思います。意向を確認することと併せて、その内容については、最終的な判断は、委員会がしますけれども、その前の段階で、御本人が意向確認してもよろしいですかということで、文案を作りたいと思います。</p> <p>正副委員長にその文案は、皆さんの御意見を踏まえて作りますので、その文案は正副委員長に一任してもらってよろしいですか。いいですか。文案を正副委員長に一任してもらいながら、この解除をすることについては、よろしいかどうか、採決してもよろしいですか。はい、意向確認した、するということです。そして解除するということ、いいですか。はい、石井委員</p>
石井清則委員	今の言い方ですと意向確認をする、そして解除するっていうのは、意向の確認をした上で、解除してもいいよ、よくないよという本人の判断は関係なく解除しますということですか。それとも、もう一度、委員会に議題として上げて、意向確認の結果をお知らせいただいた上で、解除するかどうかを委員会で判断するということですか。ちょっとその辺が曖昧になり過ぎているので、ちょっと整理してお願ひします。
佐藤博幸委員長	<p>はい。佐藤昌哉委員。はい。私に聞いているわけですね。はい。解除するということで、文案をこれから、この委員会としての、御本人の意向を伺うわけですが、その場合に、解除をするということについては、後々に委員会の判断が必要になりますので、そのところは御理解をいただいた上でですね、プライバシーや個人の人権に関わるようなことであれば、公表するということではございませんということの説明をやっぱり加えないと、ただ解除していいですかってなると、そっから先どうなるんだろうという不安も持ちかねないので、その辺を説明した上でですね、文案を作りたいというふうに考えております。</p> <p>文案を作って、そして、もう1回、次回に諮りたいと思います。いいですか。はい、草島委員</p>
草島進一委員	次、もう行っちゃね、次に行っちゃう。
佐藤博幸委員長	ちょっとお待ちください。今の解除の件については、採決は持ち越します。よろしいですか。はい。今日はしないで、意向確認をした後に、再度するということで、ただ文案は正副委員長に御一任いただくということで、よろしいですね。はい、御異議ございませんか。
草島進一委員	はい。そのようにしたいと思います。はい、草島委員
	はい。今の議事録、あるいは会議録の解除ということでしたので、関連して、ぜひ協議していただきたいんですけども、この百条委員会の全体の議事録の取扱いについてです。

佐藤博幸委員長	<p>ちょっとその件はね、その他のほうで、 （「その他にしますか。」という者あり）</p> <p>秘密の解除と、また会議録の公表、どこの段階でどうするかっていう話は、後ほどお聞きしたいと思います。よろしいですか。はい。それでは、秘密会の解除については、先ほど申し上げたとおりでございます。</p> <p>はい、それでは、その他に入ります。はい、それではただいま草島委員から、その他のところで発言がありましたので、お聞きします。</p> <p>はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>この百条委員会の議事録の取扱いなんですが、私たちは、この議事録について、委員会の委員の中で共有だということで、一々、議会事務局に行って、その場で書き写しをしようするという取り決めで、今までできました。</p> <p>このやり方が果たしてどうなのかということで、5自治体を調べました。ちょっと参考資料ありますので、これお配りしたいんですけども。</p>
佐藤博幸委員長	読み上げる程度で駄目ですか。
草島進一委員	ちょっと、せっかく作ったんで。池田市のホームページなんですけども。例えば、池田市では、
佐藤博幸委員長	読み上げてください。
草島進一委員	<p>通常の会議録と同様で、読み上げているとは違いますので、通常の委員会3か月ぐらいかかるていますけど、百条委員会は出来次第、議事録を提供して、非公開の部分は非公開なんんですけど、始まりと終わりは公開していると。</p> <p>全て会議録は特設のウェブページをつくって、PDFで公開している、それが今お配りしている資料であります。あと市川市議会、これ政務活動費の不正利用の議員の百条委員会が開かれておりまして、ホームページ上で議事録が全て掲載されております。明石市の市議会、これも、ホームページで全てが公開されている。この特設ホームページをつくって、PDFで公開しております。横須賀市議会、これもネット上で全ての議事録、会議録が公開されておりまして、ここは動画放映で、百条委員会が中継され、録画も放映されています。大和市議会も、議事録は、全て公開されておりまして、通常の議会と同様に、議事録が公開されています。会議録検索システムの上でも、検索できるような仕組みになっています。</p> <p>そういうところと比べると、私ども、今回14回、議事録は全て非公開になっていて、実際、電話で取材する中で、そんなことやってんですかと笑われてしまいました。直ちに、この議事録の取扱いを、まあ並の扱いって言ったらいいか、120万円これ特別に予算も支払われているわけですし、毎度マスコミ報道も行われている。大変、市民にとっては関心の高い事項だと思いますので、今お配りしている、池田市に倣って</p>

	<p>ですね、特設のウェブサイトをつくる、PDFで全部の会議録を公開していただきたい。それを提案します。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ただいまの御意見ですが、この百条委員会を設置した手引の中で、議論をいただいて、そして、そのときに確認した事項として、なぜ、今のようなうちのやり方にしたかというのは、皆さん御記憶あるかと思います。まあ、2点あったかと思います。</p> <p>私の記憶によれば、1点目は、本市の委員会の会議録っていうのは、常に終わった後、公開しているものではないということに倣ってですね、本調査委員会もそのようにしたらどうでしょうかということを御提案申し上げて、このようになっているということです。</p> <p>それから、2点目は、やはり、会議録っていうのは発言した人の確認がですね、必要だというふうに考えていて、確認もしないまま未定稿の状態ですね、これが発言した方々に御迷惑がかかったり、誤解を招いたりしないようにということで、やはりここは公表しないで、必要な方は、事務局に閲覧を申し込んでいただいて、閲覧をしていただいているという状況でございます。その辺、御理解いただきながら、なお、今の草島委員の御提案について御意見ございませんか。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>一応確認ですけども、例えば、市民から情報公開請求で出された場合の扱いっていうのは、今、この百条委員会の議事録っていうのはどうなっていますか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、これ、今、私すぐお答えできないと思います。というのは公文書管理監だったり、公文書の情報公開請求が出てきたときにですね、どう判断するかっていうのは、この私たちの議会での中で、私たち委員が判断するのではなく、あくまでもその担当部局だったり、それから所管の部局がですね、判断すべきものっていうふうに聞いておりますので、情報公開については、その内容、ケースによって変わってきますので、ここで今、私が申し上げるべきことではないというふうに思います。</p>
石井清則委員	<p>はい、石井委員</p> <p>はい、会議自体公開ですので、議事録も公開したらいいと思います。あと、委員の立場からも言わせてもらうと、やはり、事務局に行って、それをその場で書き写して、で、議会の議事の確認、前回の議会の議事の確認をしていくっていうのが、すごく時間がもったいないです。</p> <p>ですので、議事運営上も、あと、また市民への情報公開という観点からも、できるだけ早く、公開したほうがいいと思いますし、先ほど紹介あった、特設ページのような形で、もう市民も関心があるので、どんどん公開していったらいいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>先ほど御意見ありましたけれども、1点目、初めに確認して、私たちもそれ承諾していたんですが、改めて全国の事例を確認し、いかに非常</p>

識なことをやっているかということが分かったんですよ。なので、しっかりとこれ、すぐにでもやっていただきたいんですね。これまで13回、秘密会除いて13回の議事録、直ちに公開をしていただきたいレベルの話だと思います。

あと2点目、議員に確認をして議事録作るのは当たり前でありますて、それ、先ほど、いつも3か月かかっているけど、100条は早めにやっていると。これは、議事録、何だ、初め、起こして、それを議員に確認し、その上で議事録を上げるっていうは、これ、当たり前の話でして、その確認も早めに行い、通常の議会よりも素早く公開していると。それも特設ホームページをつくって公開しているということです。

通常の委員会は、そういう特別のホームページ作らないけれども、この百条委員会というのは、別予算をかけて作っているわけですから、まあ、この池田市、皆さんも池田市の事例を参考にしているみたいでけれども、1番肝心のところを参考にしてないなと思いましたので、御意見を言ったところです。これ直ちにやっていただきたいんですよね。非常識なんですよ。笑われました、はつきり言って。以上です。

佐藤博幸委員長

はい、分かりました。はい、ほかの意見、委員の方の御意見をお伺いしたいと思います。はい、田中委員

田中宏委員

はい、先ほど、委員長御指摘の、確認をしないと、発言者の確認しないとというのは、それはもっともな話でして、なので、我々だけで議論しているところについては、速やかに、何しろその委員ですから、速やかに確認がとれると思いますし、証人などをお呼びしている場合には、その御本人たちの確認をとるのは、多少遅れても仕方がないので、その秘密会、あるいは非公開の部分は、後回しにすればいいと思います。

それで、先ほど、鶴岡市においては必ずしも委員会において公表していない事例に倣って、まあ今回もそうしているという発言あったんですけども、これについては、委員会も映像でライブ配信している自治体もありますし、そこは議会としての、市民にどのぐらい開かれた議会を目指すかという情報公開の話だと思うんですけども、その情報公開において、鶴岡市議会が遅れているっていうことを、今、草島委員は笑われたというふうに表現されましたけれども、全国の百条委員会を行おうという割と数少ない事例の中で、ひときわ遅れているという状況があるとすれば、それは、やはり鶴岡市民にとって問題だと考えます。

佐藤博幸委員長

はい。えーとですね、予定した時刻12時を回りました。で、今後ですね、30分程度延長したいと思いますが、よろしいですか。はい、じゃあ、30分程度の延長ということで進めたいと思います。

はい、ただいま御意見出ていますが、ほかの委員の方、公表とか公開とかってなっていますが、どこの、どの程度の公表、どういう方法で公開するか、そういったことも含めてですね、御議論いただきたいと思ひ

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

	ます。はい、石塚委員
石塚慶委員	公開について、様々議論があると思うんですけど、まあ、ちょっと、2個あるのかなと。要は、フルオープンホームページに出すのか、あとは、今後いろいろ整理する上で、手元にないと本当に困るという、委員の作業としての問題、2つあるのかなと思いまして、公開については、まあ、公開が理想なんでしょうけども、やはりその作業内容がかなり多くなる、回数も多いですし、多くなることも考えられますんで、ちょっと議論が必要なのかなと思いますが、せめて、ちょっと委員の手元には正直欲しいなあというところはあるかなと思います。はい。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、ほかの委員の御意見。はい、坂本委員
坂本昌栄委員	はい、今、言われたとおり、私たち、100万円授受については、精査しなきやいけない上で、議事録をいちいち見に行って書写してっていうのは、すごく難しいことと、それ照らし合わせていかなきやいけない作業もあるので、公開は必要だと思います。 あとですね、市民の皆さんから、テレビで映る一部だけを切り取って、いろんなことを質問されることがすごく多くあります。秘密会については、しばらくの間こういうこと、秘密会の解除を待たなければできないことですが、それ以外については、テレビの放映もあるので、議事録、私たちにくれるのと同じ議事録を公開するっていうのはいいのではないかなというふうに思います。
	私たちが、この場であったことを聞かれたことを、公開されているときは、話を聞かれたら話さなきやいけないけれども、それが真実を述べているかどうかっていうところも含めて、それよりだったら、きちんと見ていただいたほうが、解除されて、市民の皆さんにも分かりやすいんではないかと思います。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、ほかの委員ございますか。この会議録の件。はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、やっぱり、段階があるのかなというふうに思っております。委員の共有については、必要だということで、多分一致はできると思うんですけれども、先ほど非常識という言葉もありましたけど、鶴岡市議会で、まずそれぞれの議会で決めるべきことですので、それについては、もう少し時間をかけてですね、考えればいいのかなというふうに思いますので…、 (「何事かいう者あり」)
佐藤博幸委員長	発言中です。 あの、草島委員に申し上げます。(「はい。」) 人の発言中…。(「はい、はい。」) は発言しないでください。(「はい。」) はい、草島委員
草島進一委員	時間をかける必要、時間をかける必要ってどういうことなのかよく分

	かんないんですけど、こんなことは時間をかかる必要ないんですよ。ほかの、ほかの議議会と比べて、いかにおかしいかということを指摘しているわけでしょう。直ちに、これは今日でも議論をして、公開について定めるべきです。それ、委員間の共有というのは当たり前の話です。これはすぐにやってもらうことは当たり前なんだけど、この議事録の公開については、全国当たり前のようにやっているんですよ。何でそれ踏まえてすぐに動かないんですか。
佐藤博幸委員長	はい、あの、これは…。
草島進一委員	多くの報道を受けて、その真相がどうだったのかと確かめたい市民や、全国の人たちいますよ、これ。全国で話題になっている事例ですから。そういうのを受け止めて、何で早くそれ判断できないですか。 委員長、早く判断してください。あなたの権限でできることだよ、こんなことは。
佐藤博幸委員長	はい、皆さんのお意見を踏まえて、最終的に決めたいと思います。 ほかの委員、まだ発言していない、このことについて発言していない委員の方、ご意見ございませんか。はい、黒井委員
黒井浩之委員	はい、委員会の、まあ、委員の共有っていうのはもちろん、それは私も必要だと思いますけれども、ちょっと先ほどから出ていますように、ホームページ公開となりますと、やっぱり、今現在、多分原稿とかも、まだ精査もしてないと思いますし、あと、まあ、ちょっと予算的なもの、時間的なもの、事務局の負担、その辺りあとそれから、情報公開の兼ね合いですか、まあ、そういう秘密会はもちろんまだということですけれど、その辺り、ちょっと少し情報をいただいてから、また、結論を出したいと思いますので、ちょっと、一旦、こう、事務局、委員長のもとで、ちょっとその辺り、ちょっと情報収集をお願いしたいと思います。
佐藤博幸委員長	分かりました。はい、ほかの委員。はい、秋葉委員
秋葉雄委員	私も発言します。えーと、草島さん、言い方もう少し、やわらかく言えないんですか。 いや、当然ね、議事録は我々、共有しなきゃいけないし、当然のことだと思います。公表については、先ほど黒井さんがおっしゃったように、予算もあれば、それから管轄って言うと変ですけど、広報広聴委員会という委員会もあって、そこでどういうふうにして公表するかっていうことも話し合いましなきゃいけない。
	(「そんなことないですよ。」と言う者あり)
	我々だけで、どんどん、どんどん決めていくてやれるような性質のものでもないかと思います。できるだけ、前向きに、情報公開については進めさせていただきたいということは要望しておきます
佐藤博幸委員長	はい。分かりました。あとほかの委員の方の御意見はどうですか。はい、佐藤昌哉委員

佐藤昌哉委員	今の意見に賛成すけれども、議会の常任委員会ということで、多分、このことが、突破口になる可能性も当然あるわけですけれども、通常の常任委員会への影響とかですね、議会全体で、常任委員会、特別委員会もあるわけですので、そういう情報公開どのようにしていくかということを踏まえないと、こればっかり先んじてやるということは、非常にこう、その他の影響が大きいかというふうに思いますので、慎重に議論する必要があると思います。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。あと、ほかの委員、よろしいですか。 はい、草島委員
草島進一委員	今、ほかの委員会做ってとか、いろいろ協議しなきゃいけないとかありました。百条の特別委員会として、わざわざ、新たな予算120万円確保してやっているという、この性質あるわけですよね。そういうことを踏まえて、全国の百条委員会の立ち上げている議会が行っていることを、ぜひ参考にしていただきたいと意見を申し上げます。
佐藤博幸委員長	はい。それでは、この件ではもう出尽くしたでしょうか。 それじゃあ、私からの提案ですが、委員間で、会議録がないことによって非常に手間がかかっている。また、その後の協議の中にそれを使いたい場合に、非常に不正確なこともありますので、不正確になってしまいかせんので、委員間で、委員限りで、その会議録を手渡しをするということで、したらどうかなと、まず今の段階、今日の段階。 できるだけ早く、会議録を手にしてですね、確認をしたいということです。それは、一定の時間はかかると思います。実際に反訳する時間とかですね。その内容を、本当に何回か事務局では確認していますので、複数の人数で確認していますので、一定の時間は必要だと思います。そういう意味で、ただし、基本的な方針としてですね、委員間で、それは委員限りで、お渡しをするという段階で、今日は結論を出したらどうかなというふうに思うんですが、いかがですか。はい、石井委員
石井清則委員	先ほども申し上げましたが、まあ、今すぐ答えられなかったようなので、それ以上言わなかつたんですけども、例えば、市民が情報公開請求した場合、他の委員会の議事録は全部公開されるわけですね。 先ほど言ったのはホームページまで公開ということは言ったんですけども、情報公開した場合は、できるという部分は、ほかの委員会でも同じ扱いだと思うんです。それが今どういう状況なのか。あと、結局、それは公開できるのかできないのかっていうのを早急に、まあ、対応する部、課が違うということでしたので、これ早急にちょっと、事務局なりで、確認して、すぐにその情報が欲しい市民が取れるような状況にさせていただければなと思います。それ多分、別に委員会がどうこうという話じゃなく、全部の委員会同じだと思うので。
佐藤博幸委員長	そうですね。はい、分かりました。今、情報公開の件でお尋ねがござ

	<p>いましたので、情報公開制度を、またなお、皆さんからもですね、条例を見ていただきながら、この委員会だけが、先に進んでも問題が生じる可能性もありますので、そのところは、今日の議論は、まずは御不便かけているということですので、委員限りということで、お渡しすると。それ、一定の時間をいただくことになると思います。はい、ということにしたいと思うんですが、のことについてはどうですか。石井委員</p>
石井清則委員	<p>このことで、時間かかるって言っていますけども、ほかの常任委員会も情報公開請求出せば取れるわけですよね。だから、その違いが、はつきり、すぐ、そんな時間かからずにできるかと思います。</p> <p>で、もう1点、先ほど、その場合に委員限りというふうな、議事録の扱いになっていましたけども、そもそも、情報公開請求で出せるものであるならば、委員限りにする必要も全くなくなると思うので、ホームページに公開するしないは別として、情報公開請求で取れるものであれば、もう、市民に公開していいものだと思いますので、その辺、ちょっと、整理していただければ、その結論出るのに多分、そんなに時間がかかるものではなく、ほかの常任会は普通に情報公開できるわけです。その辺をちょっと整理していただいて、そして、委員限りって言われると、どこまでしゃべっていいのかっていうことがまた起こってくるので、その整理を早急にお願いしたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、どうしたらいいですか、ほかの。はい、佐藤昌哉委員 皆さんの御意見を踏まえていきたいと思います。</p>
佐藤昌哉委員	<p>百条委員会のこの特別委員会というのはですね、プライバシーに密接に関連してくるということで、通常の常任委員会だと、予算ですとか、あまりそういったプライバシー部分についてはないのかなと。まあ、あるところもあるかもしれませんけれども、まあ、その割合って言いますかね。その辺の違いはあるんだと思います。だから、慎重さにおいては、この百条においては少し、慎重にならざるを得ないのかなと。</p> <p>まあ、基本、情報公開制度は、原則公開が主眼ですので、何でできないのかということを、消去法で、できないということだけ、まあ、不開示になればですね、なると思うので、原則公開ということから、公開をする方向で、どこまでができるのかということを検討していただければいいのかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、それでは、どうですか。今日決めないで、次回まで、情報公開条例など確認したほうがいいですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>今日決めないでということよりも、早急に委員の間で、もう既にほぼ全員の委員が、議事録は欲しいという意見があるので、それはもう、すぐにいただけるようにしていただきたい。</p> <p>それに対して、結局、情報公開の話が出てきて、どこまで公開してい</p>

いのかという話に関しては、ほかの常任委員会と同じように、すぐ公開できると思いますので、その確認だけで、すぐに御返事をいただきたい。

先ほどの委員の中から、プライバシーって言っている言葉が出てきましたけども、本当にそうなのであれば、今日も秘密会にしなきゃおかしいですよね。毎回秘密会にして、そもそも会議は公開されているんですよ。なので、何ら問題がないと思います。その辺の認識も、多分、ちょっと少しづれが出ているのかなと思うので、都合のいいとき悪いときでプライバシーだとかそういうのを使わないでいただきたいし、まず公開はできると思いますので、その確認だけ。で、次回までっていうと、また半月もかかるてしまうので、もうすぐに返事いただきたいなと思います。

佐藤博幸委員長

はい、あの、返事っていうのは、やはり、皆さんの協議ですね、結論が出ないと、返事くださいってたって、事務局段階の返事になりますし、私の個人の判断でもできませんので、今日こうやって、この場で決められることと言えば、皆さんの御不便を早く解消するためには、委員限りということでお渡しして、あと公表公開、また、どの段階までどの方法についてはですね、後日改めて情報公開条例も含めましてですね、協議したいというふうに思いますが、いかがですか。あの、決めたいと思いますが。はい、ありますか。はい、草島委員

草島進一委員

原則公開のものなんです、これ委員会、百条委員会。なので、何かまた委員間だけ、その議事録が共有とかっていうまた縛りをかけようとしていますけど、その縛りをかける理由がよく分かんないんですよ。原則公開ですよ。ほかのところでも。うちはよっぽど特殊なのかもしれません。ねえ、そういう感じなんですよ。

だから、まず委員長の御判断で、今こここの委員の判断として、まず議事録の共有は当たり前のことにしていただきたい、今。ホームページなどの記載については、しっかりとこれ池田市の事例を参考にこれも素早く、協議するなどして決めていただきたいと思います。

佐藤博幸委員長

はい、それでははい、坂本委員

坂本昌栄委員

皆さんの意向だけはね、今日公開、先ほど伺っている中でも情報公開については問題がないのかなと思います。

ただ、その公開する時期とか、公開するものについては、今日の調査ではいかないと思いますので、事務局が動くのも公開するために動いていただくという認識でよろしいですかね。先ほど秋葉委員も、一応ね、情報公開に向けてというふうな言われ方をしていたので、そこについて皆さんの意向として絶対に嫌だというのか、それとも公開に向けて動き出すのかっていうところの確認はしていただいた上で、もちろん議員同士の情報の共有は、先ほど確認して皆さんが必要だと言っていたんですが。

佐藤博幸委員長	あと大体出尽くしたんでしょうか。はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	情報開示については原則公開ということですけれども、条文の中で、例えばその不開示情報というのがあって、それに当たるか当たらないかの判断もそこで出てくると思います。その作業が膨大になるんだと思います。
	不開示情報ってあるんです。不開示情報は開示できないという情報が条例の中にはあるはずなんですよ。なのでそこが、その開示する情報の中に含まれておれば、黒塗りとかしなきやならないわけですし、公開することはいいわけです。一部開示とかですね。そういう部分も条例なんかあるわけなので、その作業が膨大になってくるというふうに思います。
	(「どう膨大なんだよ。」と言う者あり) それは不開示情報…。
佐藤博幸委員長	静かにしてください。草島委員
佐藤昌哉委員	会議録の中に、そういった不開示情報が、例えば、含まれていないかと私が判断、今はできませんけれども、我々がするものでもないわけですけども、そこの判断するためにかなりの事務量が出てくるということはあると思います。
佐藤博幸委員長	はい、はい、分かりました。
草島進一委員	委員長、すいません。
佐藤博幸委員長	はい、繰り返しにならないようにお願いします。草島委員。はい。
草島進一委員	今の質問、不開示情報の、何、認定に膨大な時間がかかる。ちょっとほかの委員会とか、ほかの百条委員会の実態を皆さんちゃんと調べてくださいよ。自分の思い込みだけでそういうね、ここだけ特殊なことを言われても困っちゃうんですよ。実際困っちゃっているし。特殊なことをやめていただきたいんですね。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	特殊なことを言っているのではなくて、情報公開条例の、多分ご覧になったかと思いますけども、不開示情報というのがあるんですよね。それを公開してはならないという情報がずっといろいろ記載されているはずなんですよ。だからそこを除かないと開示できないということだと思うんですよね。だから黒塗りになったり、そこら辺は作業的なあれでありますので、私のどうだっていう話はないけども、そんなに今日して明日出せというものではなくて、ただ公開できるかその辺も事務量があると思うので、一定の時間はかかるのではないかということを申し上げているだけです。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員
石井清則委員	今の意見ですけれども、もう議事録公開して、その後に受け付けた別の課がやることで、この委員会で話すこととか悩むことじゃあ、全

	<p>くありません。</p> <p>ですので、それをここに議題としてとか意見として出されても困りますし、それを判断るのは我々でもなければ、議会事務局でもありません。だからそういうわけの分からぬ枝葉の話だと、脱線した話をし、何となく開示しちゃいけないような雰囲気で話を進められても困ります。開示できると思いますので、ただその確認して、ただ開示できますよと。多分市民からも、多分今日こういう話になっていることで、報道の方か、市民の方か、情報公開請求出されたときにどんな理由で出せないっていうのかこの公開の会議の議事録を。それが出せない理由があるんだったらそれは受け付ける、総務だとどちらの方々の仕事ですのと、人の仕事のことまでこの委員会でいろいろ話することが全く必要ないと思うので。まず、基本的に公開の会議の会議録が情報公開されたら出せますよと、っていうのを確認だけしていただきたい。</p> <p>もし確認できるのであれば、それがオーケーなんだろうって別に議員に限りにする必要ないんじゃないかという。ただ、筋立てしている話をしているだけなんです。</p>
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。今日もし決めるとすればですね、まだまだ議論が続くと思います。今日結論を出せる段階というのは先ほど何度も申し上げていますが、委員限りで会議録を確認をした後にですね、お渡しして、また今、今日出た議論は、また改めて協議をしたいというふうに思います。よろしいですか。はい、石井委員
石井清則委員	先ほど例で言いましたけども、じゃあ今日、情報公開請求出された場合に誰が何の権限でお断りするんですか。出せないって。
佐藤博幸委員長	はい、これは私が判断して答弁するものではございませんので。
石井清則委員	じゃあ何で今決めるんですか。
佐藤博幸委員長	ケースバイケースだと思います。
石井清則委員	なんで今決めるんですかそれを。委員長の判断で。
佐藤博幸委員長	だから今日決めるのは、あくまでも今日の会議録を委員間で共有をする、委員限りにしてほしいということだけを決めたいという私の考えです。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員
石井清則委員	情報公開請求された場合に、出せない情報なのかどうか、それは委員長今判断できない、それを判断する場所じゃないんで分かります。でも、公開の会議の会議録ですので、公開できるのが原則だと思います。それができない理由、何らかの理由があるのであれば分かりますけれども、その中で委員限りにしますということを決めてしまうと、じゃ今日、情報公開請求出されたらどう対応するのかっていう話になるんですよ。
	だからそこの確認だけは急いでやってくださいねと。もし公開できる

	のは別に委員限りにする必要もないですし、まあ公開できない情報であれば委員間限りにすればいいという話で、それを次の委員会まで持ち越すということではなくて、なるべく早く共有できるような状況に向けて動けばいい話ですし、タブレットもありますからメールでこういう判断でしたという連絡でも全然構わないと思います、私は。
佐藤博幸委員長	はい、ただいまの意見に申し上げますけども、私はあくまでも1案、私の私案としてですね出した関係ですので、それが直ちにすべきだという御意見とか、もう時間を置かないで、もう情報公開についても対応すべきだというようなことの御意見様々出ていますが、今日はできるだけ皆さん御不便かけていますので、御不便かけている点については早く対応したほうがいいかな。またできる範囲のことでの判断をして、そのような案を申し上げましたので、まだまだ議論がですね、余地があると思いますので、今日はそういった結論を出さないで、会議録の公表については、また次回に持ち越したいと思います。よろしいですか。はい、石塚委員
石塚慶委員	ちょっといろいろ混じっているんであれなんですけども、一方でやっぱこう、尋問を整理する上でないと困る、議事録でもあるので、今回この委員間においては、秘密会も含めて、ぜひ今日共有できることを決めさせていただきたいのが1個。
	先ほど石井委員が言っていた情報公開については、例えば秘密会の部分をどうするのかとか、その判断は、要は我々でやるものではないということだったので、それはそちらで判断してもらうものということで、切り離して、まずは一旦委員のみ、秘密会も含めた委員のみの議事録というのだけ手元にあると大変ありがたいなと思います。
佐藤博幸委員長	はい、今石塚委員から御意見ありましたけれども私もやはり皆さんに時間とかですね、それから正確性を期すためには手元に会議録があったほうがいいということの理解をしたもんですから、御提案を申し上げました。はい、副委員長何かございませんか、この件に関して。はい、副委員長
菅井巖副委員長	原則公開ということは第一義だと思いますんで、これ段階的であっても進めるということを確認したほうがいいと思います。確認の上です。その上で秘密会もありますけれども、池田市のやつを見ると、議事録は内部の秘密会の部分は、ばっさり秘密なんで、議事録的には、それはあくまでもこちらでまとめる側としての意味で必要だということで、そこは内部でということで2つに分ける必要があると思いますんで、そこは明確にした方がいいと思います。
佐藤博幸委員長	はい、今副委員長から御提案ありましたけども私もその考え方です。全て公表、公開することではございませんので、今日の段階でできるところまでは共有したいという考え方なんです。それで切り離してって

ことで石塚委員からの御提案もありましたので、まずは今日決めるのは、委員限りにお渡しをするということでよろしいですか。

はい。じゃあ、ただいまの件について御異議ございませんか。はい、じゃあ後日改めて今日いただいた御意見を踏まえてですね、再度協議したいと思います。はい、じゃあ進めます。

それでは次に、前回の委員会で法的助言者から助言を求めることした事項につきまして、助言を受けましたので順次申し上げます。

最初に、誘導尋問についてですが、裁判における誘導尋問は争いのない事実の確認（氏名、住所や事実として周囲から認識されている事実）や、記憶を喚起する（促す場合）に用いる旨の助言がありました。

次に、補佐人の助言についてあります。これは、前回の委員会で補佐人が証人の求めに応じて助言内容についてありますが、当該助言はあくまでも証人に対して行ったものであり、会議録にも残るものではなく、委員会に対する越権行為などには当てはまらないのではないかとの助言がありましたので御報告します。はい、私からはこの件に関しては以上です。はい、よろしいですか進めます。

はい、それでは次に、本委員会の中間報告について申し上げます。委員会の中間報告は、会議規則第45条において、議会の求めに応じ、または委員会が必要と認める場合に行うものですが、本市議会においては、各特別委員会が9月定例会において、過去1年間の審査状況等を報告することが先例になっております。本委員会は、設置以来、半年以上は経つものの、2つの調査事項については、調査の途中であり、報告できることは、これまでの委員会開催の概要にとどまり、これまでの調査事項に対する中間的な集約作業までには、なお時間を要することが想定されます。

よって、9月定例会での報告は見送りすることと、中間報告につきましては、これから調査内容の分析、検討の進捗状況を踏まえて、改めて協議したいと考えます。

このことについて、何か御意見ござりますか。

はい、それではないようです。それでは、ないようありますので、今期9月定例会の本委員会の中間報告は見送ることについて、採決します。

今期9月定例会の本委員会の中間報告は見送ることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員であります。

よって、そのように決しました。

それでは、最後になります。日程の関係です。最後に次回の開催日時についてですが、事務局案はありますか。はい、事務局主幹

事務局主幹

来月の議会日程や法的助言者の日程を考慮しますと、次回の委員会開

令和4年9月22日 第14回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>催につきましては、10月17日、月曜日の午後が候補日となるようございます。以上です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、それでは、この17については、今日皆さんから御意見いただければ弁護士に日程確認します。冒頭に提案ありましたので。一応これを柱に調整していきたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>はい、それじゃあ申し上げます。次回は10月17日月曜日、午後1時30分より開催したいと思います。はい、以上になります。よろしいですか。はい、それでは以上で。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>委員長、前回も提案させていただいたんですけど、100万円の授受に関する件、先ほど中間報告のどこで言おうかなと思ったんですけども今報告できる状況ないと。</p> <p>ですので問題が別物になってくるので、やっぱりその100万円の授受の問題、早めに議事録も委員間で共有できるという話もあったので、一旦整理して、まずそっちを早めに報告できるような形に整理していただけたらなというふうに思います。何かあっちもこっちもやっていると、どっちも進まなくなってしまいますので、まず100万円の授受の件を一旦整理する。もっと調べる必要があることが出てきたら、それはまた調べるということで、委員会の進め方として、その方針を示していくだけだと前回に引き続き、改めてお願ひします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、分かりました。私もその件は頭の中にはありますし、一度行う方法がいいのではないかと。また秋葉委員からの提案もあったかと思いまして、このことについて私も前回も同意していますし、今後また機会を見てですね、やはり適切な時期っていうのはありますので、このことについては。1回振り返りの協議、皆さんと共有したいと思います。石井委員これでいいですか。はい、じゃあ機会を設けてやります。</p>
草島進一委員	<p>はい、草島委員</p> <p>先日の9月20日付けの山新社説に、百条委員会政争の場ではないと掲載されていまして、これに尾形委員の発言「寄附に当たるとすれば違法だと思うが、その認識でいいか」などと尋問し、云々。</p> <p>委員長は尋問を制止することなく、「はい、かいいえでお答えいただけますか。」と発言した。この委員の尋問発言について、廣瀬和彦明治大学政治経済学部講師が、一般的に誘導尋問に該当するおそれが高いとの見解を示したとありました。何かこう、こういう進行の在り方が公然となってしまった感じがするんですけども、この指摘に対しての委員長と、尾形委員の見解を求めたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。私はこの誘導尋問については、誘導尋問に該当しないという判断をしています。その根拠としては、刑事訴訟法、民事訴訟法から勘案してもですね、該当しないと。また様々な法廷でのやりとりでもいろんなケースがあるかとは思いますが、今回の私たちの委員会での尾形委員</p>

	の発言については、誘導尋問に当たらないという判断をしております。はい、それでは今、尾形委員からも求めている。はい、尾形委員
尾形昌彦委員	私も誘導尋問というつもりでの質問ではなく、事実、事実関係というか、確認する。考え方、認識を確認するための質問を行ったという認識であります。
	その時点でもほかの質問の中では、ほかの委員から誘導尋問ではないかというようなお話が出ることもあったと思うんですけれども、その時点では特にほかの委員から出ることもなくですね、あのとき1つの質問の中では、証人のほうから誘導尋問のような質問ではというような御発言あったかと思いますけれども、ほかの委員の方からはあの時点では特に何も出されなかつたというふうに認識しておりますので、私としては誘導尋問という認識ではなかつたというふうに思っております。とりあえず以上で。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	委員長。今委員長がおっしゃった法的根拠なんですけれども非常に曖昧模糊としていて、どういう判例に基づいて言っているのかよく分かんないので、改めてどういう判断を、どういう根拠を基にそういうことを言うのか。これやはり重大なのは、この有識者から指摘されていることですよね。私も確認したんですけど、自分が納得する答えが出るまで同じことをしつこく質問する。これ民事訴訟規則に基づいて、確実に誘導尋問に該当しちゃうんですよねというお話も伺っているんですね。今、委員長がおっしゃった論拠というのは曖昧模糊としていて、全くよく分かんない。しっかり根拠を示していただきたいと。これ宿題でもいいですで、よろしくお願いします。今、聞けるんだったら。
佐藤博幸委員長	私の答えは今、手元に資料がございませんが、誘導尋問に当たらないという認識で議事運営を行っております。はい、以上です。
	はい、石井委員
石井清則委員	尾形委員の発言の中で議事進行等なかつたという話はありましたけれども、基本的に議事整理するの、我々の議事進行ではなくて委員長の議事整理権なので、あまりにも行き過ぎたときに私も何度も議事進行をかけてはいますけれども、その辺がちょっと誤解を生む発言だったかなと思いますんで一応整理して、そういう意味で言ったつもりではないというのは分かっているんですけども、やっぱり議事整理権は基本的に委員長にありますし、その誘導尋問かどうか今草島委員からあった内容での見解は一応示されているわけですが、さらに求められているわけですので、まずは議事進行あるなしにかかわらず、議事整理権は委員長にあって、その見解をちょっとちゃんと示していただきたいなというような意見です。
佐藤博幸委員長	はい、ほかの委員の方。はい、佐藤昌哉委員

佐藤昌哉委員	<p>誘導尋問についてということで、ちょっと議事録も手元にないので、どういったところが誘導尋問に当たるのかということをまず特定する必要があると思います。そちらのほうでおっしゃるなら。その上でこれが誘導尋問当たるか否かの、指導助言を藤井弁護士のほうにお尋ねしたほうがまずいいのではないかと思います。</p> <p>我々の中では誘導尋問なんて違うという、相違ありますので、一定のその根拠を持った。そのための指導助言ということで尋ねられたらどうかなというふうに考えています。誘導尋問でないという当事者の意識、尾形委員の意識だということありますけれども、私はそう思いますけれどもただ、誘導尋問が禁止されているというのはこれは実務上のもののに書いてあるんですけども、証人が尋問者に迎合して事実に反することや記憶にないことを証言するのを避けるもの、誘導尋問なんだって根拠を示せと言ってから今、話しています。</p> <p>例えば、この会は証人に対して一丸となって真相をする、究明をする会である。ところが、記憶にないことを証言するのを避けたりするものが、だと、禁止されているのがですね。ただ、相手方、相手方というふうに、こう反論している方から誘導されても、証人はそれを迎合しないので、誘導尋問しても問題ないということがあります、実務上。ただ、この論理が成り立つ理由としてはさっき言ったように、一丸となって真相解明していくべきなのが、くなっていない、反論もあるということから、そういう方に対しては、ある程度その証人と関係性があると受け止めざるを得ない場面が多々あります。ですから、我々とは相入れない立場を取っているところもあるので、それは、その部分については誘導尋問が正当であるというふうに考えています。</p> <p>民事訴訟法規則115条2項のただし書き、正当な理由と、その誘導尋問が正当である理由について申し上げますと、その法的根拠というよりも、百条委員会そのものが民事訴訟法の規則のほうに準拠しなさいということありますけれども、その正当な理由として刑事訴訟法の第199条の4第3項と、これは、反対尋問は、主尋問にあらわれた事項これに関連する事項。ということで反対尋問においては必要あるときは、誘導尋問をとができると規定されております。</p> <p>そしてもう1つ、刑事訴訟規則199条の3、これは主尋問について、主尋問においては、誘導尋問をしてはならない。ただし、次の場合は誘導尋問をとができるということで、この3項の中に該当するようなところがあれば、誘導尋問ができますよということです。</p> <p>これは反対尋問の中での誘導尋問は、これは刑事訴訟法の規則の中にはありますけれども、専門家からお聞きした話ですと、民事訴訟法を運用するときには準拠はしているわけですけれども、これを、この正当な理由等については、これ刑事訴訟法の規則、この要件が組み込まれてい</p>
--------	--

	るんだということをお聞き、専門家のほうからお聞きしましたので、それを申し上げたいと思います。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	全く無駄な時間をもうのろのろと、何をしゃべってんのかよく分かりませんが、あなた方がこういう、ここの、尾形委員の発言に対して、私たちは民事訴訟規則に準拠してやらなければいけないという原則があります。その原則から外れていいという例外だとすればそれを示すべきで、今法律を読み上げる時間じゃないんだよ。反論するならば、明確にこの質問が民事訴訟法から、民事訴訟法規則の例外に当たるという明確なそういうことを示すべきで、今法律読み上げる時間じゃないし、そういうのをやめていただきたいわけですよね。確實に言えるのは公の報道機関によって、この廣瀬氏の指摘がなされている、この重大性です。ここにもいらしていただいた講師の先生ですけども、誘導尋間に該当するおそれが高い、これに反論するならしっかりと根拠を示して、先ほどの委員長の言い方は、また根拠示されていませんので、しっかりと根拠を示していただきたい。
佐藤博幸委員長	はい、それではこの点に関しては、次回まで法的助言者の御意見も確認して、また私の見解も述べたいというふうに思います。 はい、ほかにございますか。よろしいですか。はい。 それでは以上で、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れさまでした。